

令和2年第3回本巢市議会定例会議事日程（第3号）

令和2年9月10日（木曜日）午前9時 開議

日程第1 代表質問・一般質問

---

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

---

出席議員（15名）

1番	高橋勇樹	2番	今枝和子
3番	高田浩視	4番	寺町茂
5番	河村志信	6番	澤村均
7番	堀部好秀	8番	鏝本規之
9番	黒田芳弘	10番	臼井悦子
11番	道下和茂	12番	村瀬明義
13番	若原敏郎	14番	瀬川治男
16番	大西徳三郎		

---

欠席議員（1名）

15番 上谷政明

---

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

市長	藤原勉	副市長	大野一彦
教育長	川治秀輝	総務部長	畑中和徳
企画部長	洞口博行	市民環境部長	久富和浩
健康福祉部長	高橋誠	産業建設部長	原誠
林政部長	饗場昌彦	上下水道部長	翠直樹
教育委員会 事務局長	青山英治	会計管理者	谷口博文

---

本会議に職務として出席した者の職、氏名

議会事務局長	成瀬敏和	議会書記	大久保守康
議会書記	松井俊英		

---

## 開議の宣告

### ○議長（鰐本規之君）

それでは、会議を開きます。

議席番号15番 上谷政明君より欠席届が提出されておりますので報告をいたします。

ただいまの出席議員数は15名であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりです。

---

## 日程第1 代表質問・一般質問

### ○議長（鰐本規之君）

日程第1、代表質問及び一般質問を行います。

初めに、代表質問を行います。

市政自民クラブ代表、13番 若原敏郎君の発言を許します。

若原議員。

### ○13番（若原敏郎君）

おはようございます。

議長の許可をいただきましたので、市政自民クラブからの代表質問をさせていただきます。

その前に2点ほどについて述べさせていただきます。

最初は、今年に入り中国から発症した新型コロナウイルスで、世の中が一変しました。経済活動が落ち込み、業種によっては倒産に追い込まれ、多くの人が職を失い、いまだに日本中が苦しんでおります。また、感染してしまった人は罪人のような扱いで非難され、不幸な目にも遭っております。

半年が過ぎ、岐阜県では15件のクラスターが発生しましたが、取りあえず終息したとのことであり、ます。新たな岐阜県での感染者は、昨日2人というような感染者で、第2波が来ていたのですが、ようやく落ち着いてきたかのような気配であります。しかし、日本国内では毎日数百人という新たな感染者が出ています。爆発的な広がりではないですが、確実に無差別感染が広がっている状況であります。

政府は、自粛要請の利用者への緩和や、観光業復活への支援を行い、また私の好きなプロ野球とかサッカー、Jリーグなどの観客数制限緩和や、感染症対策と経済活動の両立をさせたい考えです。

これからは、本巣市もコロナと共に生きることを考えなければならないようになりました。また、ワクチン開発が急がれていますが、早くワクチンが開発され、実用化されるのを期待しているところであります。

2点目は、9月に入り台風が続けて接近し、台風9号と過去最強クラスと言われる台風10号が沖縄や九州地方に接近しました。特に10号は、過去に経験したことのない特別警報級の台風と言われ

ていました。ですが、事前に避難されていた方が多かったとのことで、それほど甚大な被害とはならず、少しは安心したところであります。

熊本県では、7月に集中豪雨で被災しており、まだ家に帰れない方も、さらに今回また台風の暴風雨に被災されたことも知りました。被害に遭われた皆様方に心からお見舞いを申し上げ、一刻も早く復旧・復興されることをお祈りしております。

それでは、質問に入らせていただきます。

1 番目としまして、新型コロナウイルスと共に生きる社会とはという質問であります。

新型コロナウイルス感染症の終息の気配はなかなか見えてこない状況です。第2波が実際に来てしまった今となつては、共に生きることしか方法がないと言われていています。そんな状況下で、国は緊急事態宣言の解除後、感染防止と経済活動の両立させる方針とのことです。あとは、地域により条件が異なるため、取組は地域ごとの運用を可能とすることとしました。

岐阜県では、8月の第2波非常事態宣言から、今月に入り少し落ち着いてきましたので、スローガンをストップ・コロナハラスメント、人との絆を大切に、感染者に思いやりをと、また油断なく警戒継続ということで、家族内感染、酒類を伴う飲食に要注意という柔らかな呼びかけに変わってきております。

本巢市でも、毎日広報で新型コロナウイルス感染防止を呼びかけています。油断しないで慎重な行動をしなければならないと思っております。

そこで、本巢市では一刻も早く市民への影響を和らげるため、専決で対象の市民への支援を始めましたが、都会での終息が一向に見えない社会では、市民の交流が都会と切れない限り、今後いつまで続くか分からない、本当に長期戦となることが予想されております。市としては、市民の生命と暮らしを今後どう守っていくのか、それが課題です。そこで、この新型コロナウイルス感染症に対する支援策や今後の方針をお伺いしたいと思います。

最初に、国の新型コロナウイルス対策支援を受けて、市は様々な支援事業を行っておりますが、それについてお伺いをしたいと思います。

#### ○議長（鰐本規之君）

1 項目めの質問について、ただいまの質問についての答弁を藤原市長に求めます。

藤原市長。

#### ○市長（藤原 勉君）

それでは、お答え申し上げたいと思います。

新型コロナウイルス感染拡大防止するとともに、感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援し地方創生を図るため、本年度国の補正予算におきまして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が創設され、本市におきましても単独事業に対する交付金の交付限度額として6億1,804万6,000円が示されたところでございます。

これを受けまして、本巢市といたしましても、子育て世帯への支援、感染拡大の防止、雇用の維持と事業の継続、また経済活動の回復を図るため、これまでの補正予算や専決処分により緊急かつ

必要な対応をしてまいりました。

とりわけ議員御指摘の国の対策を受けて、市が独自に行う個人や企業に対する支援策といたしましては、1つ目には、中学校3年生までの子どもの人数に応じて2万円を支給するとともに、就学援助受給対象者には子ども1人当たり2万円を追加給付する子育て世帯応援給付金支給事業、それから2つ目には、学校再開後8月までの学校給食費を無料とし、子育て世帯の負担軽減を図るとともに、市内産の食材を給食で提供する機会の拡充を図ることで、市内の生産者を支援する学校給食費免除・地産地消拡充事業、また3つ目には、国の特別定額給付金の基準日より後に生まれた子どもに対して10万円分のもともる商品券を給付する新生児特別定額給付金給付事業、また4つ目には、停滞した個人消費を活性化するため、4,000円分のプレミアムを付与したプレミアム付商品券発行事業、5つ目には、県の休業要請期間中において休業等の対応をいたしました事業者等に対して、一律県が交付する50万円の3分の1を負担する岐阜県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金負担金事業など、個人や事業者に対する支援に関する事業費を予算計上させていただき、現在対応してきたところでもございます。

さらに、今議会の補正予算第5号におきましては、感染症拡大防止の対策を講じ、県が発行する対策実施店舗向けステッカーを受領した市内事業者に対して助成金を交付する感染症防止対策事業者支援助成金事業に係る事業費を計上させていただいているところでございます。

また、こうした市民等への直接の支援ではございませんが、いわゆるコロナ対策ということで、その他の事業といたしまして、これまでの専決処分等によりまして、新型コロナウイルス感染症拡大防止を図るために、いわゆる消毒液、マスク等の備蓄品、また非接触型体温計の購入、また避難所の間仕切り、また段ボールベッド、簡易テント等の購入、また幼稚園、小・中学校の蛇口の改修、また手洗い場の拡張、また小・中学校におきますGIGAスクール構想の実現に向けた学習支援ソフト等購入や、このたびの補正予算第5号で計上いたしております職員の感染症拡大防止を図るための間仕切り板やノートパソコンの購入等の執務環境整備、また図書館の書籍を除菌する機器の購入等の事業にも、この国の交付金を活用しているところでございます。

今後におきましても、本交付金やその他国・県の補助金等を積極的に活用し、地域経済や住民生活に必要な事業につきましては、必要に応じて、きめ細やかに対応してまいりたいと考えております。

[13番議員挙手]

○議長（鐺本規之君）

若原議員。

○13番（若原敏郎君）

大変きめ細かく手当てをしていただいておりますので、少しは安心しました。また今後とも続くと思っておりますので、できることは継続してやっていただきたいと、こんなことを思います。

2番目に行きます。

その中で、本巣市では市民の生活、地元経済の活性化のために効果が期待される特別定額給付金

給付や、プレミアム商品券の話が出ておりましたが、その効果とか今の現状をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を藤原市長に求めます。

藤原市長。

○市長（藤原 勉君）

それでは御質問にお答え申し上げます。

まず、プレミアム付商品券の発行につきましては、新型コロナウイルスの影響で落ち込みました本市の経済回復を図るために、市商工会によりまして、1セット15枚つづり1万5,000円分を1万1,000円で販売いたしております。

販売対象者は16歳以上の市民で、1人3セットまで購入できまして、本年8月1日から購入申込み受付を開始いたしました。申込期限でございます8月14日までに6,565名から1万6,977セットの申込みがあり、9月1日から市内の金融機関で商品券の引換えを行っているところであります。

申込期間が2週間と短かったにもかかわらず、約1万7,000セットもの申込みがございまして、好評でございましたので、第2弾として追加販売を行うことといたしたところでございます。

第2弾につきましては、より多くの方が本巢市で買物や飲食等をしていただけるよう、販売対象者をいわゆる同じように16歳以上でございますけれども、本巢市民に加えまして、本巢市に在勤または在学の方、そしてまたさらには第1弾で購入された方も再度購入できるよう対象者を拡大いたしまして、9月1日から9月30日まで申込み受付を行っているところでございます。使用期間は第1弾、第2弾とも翌年の1月31日までというふうになっております。

プレミアム付商品券の効果といたしましては、第1弾と第2弾を合わせまして3万セットの販売を予定しておりますが、完売されますと本市の消費喚起によります経済波及効果というのは4億5,000万円に上りまして、新型コロナウイルスの影響によりましてリーマンショックを超えると言われる落ち込んだ経済の回復、また市内事業者の事業継続と雇用継続につながるというふうを考えております。

なお、プレミアム付商品券につきましては、市内の経済回復を最優先に消費喚起を行い、経済を回すことを目的としておりますので、第2弾も申込者が多数で好評でございましたら、追加販売をし、本市の経済回復につなげたいというふうに思っております。

次に、特別定額給付金給付事業につきましてお答えを申し上げます。

本巢市では、国の補助事業、また市の単独事業によりまして5つの給付金事業を実施いたしております。この5つの給付金事業のうち、3つの給付金事業につきましては、現在も事業継続中ですが、現時点での給付の状況につきまして御説明を申し上げます。

まず1つ目として、市の単独事業、子育て世帯応援給付金でございます。

この事業につきましては、緊急事態宣言によります臨時休業等の自粛により、家庭で過ごすことが多くなりましたゼロ歳児から中学3年生までの子ども1人当たり2万円及び就学援助受給対象世

帯の子ども1人当たり2万円を加算して支給したものでございまして、6月30日までに支給作業は終えております。

なお、実績につきましては、受給者4,401人、うち加算ありが158人ということで、支給額は9,118万円で支給率は100%でございます。

次に2つ目として、国の補助事業、特別定額給付金でございます。

この事業につきましては、令和2年4月27日を基準日として、市民1人当たり10万円を支給するものでございまして、令和2年8月18日をもって支給事業は終えております。

なお、実績につきましては、受給者3万3,915人、支給額は33億9,150万円で、支給率といたしましては99.61%となっております。最終的に50世帯55人が未申請となっております。

次に3つ目の国の補助事業、子育て世帯への臨時特別給付金でございます。

この事業につきましては、児童手当受給者への児童1人当たり1万円を支給するものでございます。本年10月30日までの申請期間がございます。

8月末の実績につきましては、受給者4,540人、2,578世帯、支給額は4,540万円となっているところでございます。

次に、4つ目としての国の補助事業、ひとり親世帯臨時特別給付金でございます。

この事業につきましては、児童扶養手当受給者及び新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が減少し生活困窮となっているひとり親世帯に対し、1世帯当たり5万円、第2子以降1人当たり3万円を支給するものでございます。来年の2月26日までの申請期間がございます。

8月末の実績は、児童扶養手当受給者につきましては167世帯、第2子以降の加算105人、支給額1,150万円で、支給率は50.66%となっております。また、生活困窮となっているひとり親につきましては、65世帯への支給となっているところでございます。

最後に、5つ目の市の単独事業、新生児特別定額給付金でございます。

この事業につきましては、特別定額給付金の基準日後であります本年の4月28日から令和3年4月1日までに出生した子どもたちに対して子ども1人当たり10万円分のもとまる商品券を支給するものでございます。

なお、9月1日現在の実績につきましては、受給者35人、34世帯、支給額350万円となっております。

以上5つの給付金は、コロナ禍における市民生活の支えとなる給付金事業であるというふうを考えておりまして、特に幼稚園、小・中学校等の臨時休業等により多大なる影響を受けたと思われる子育て世帯に対する市の単独事業である子育て世帯応援給付金につきましては、予算の専決を行わせていただいたことから、支給を短期間で行えたことによりまして、早期の家庭への支援ができたなど、一定の成果があったものというふうと考えております。

また、市の単独事業でございます新生児特別定額給付金につきましても、本巢市で生まれてよかったと感じていただける事業であり、またもとまる商品券を活用することにより、市内での消費喚

起につながるものというふうを考えております。以上でございます。

[13番議員挙手]

○議長（鰐本規之君）

若原議員。

○13番（若原敏郎君）

市単独事業もやっていただき、本当にありがたいなと思っております。また、本当に困った人にとっては有意義であったなど、こんなことを思っております。

完了した事業の中で、特別定額給付金支給率100%ではなくて55の方が未申請とお聞きしましたが、この方は辞退されたのか、それとも申請がなかったから支給しなかったのか、これだけの金額だと本当に家計にも助かると思いますが、もしどんな理由があったのか分かれば教えていただきたいと思っております。

○議長（鰐本規之君）

質問者と答弁者の方に申し上げます。

傍聴者の方のほうから少し聞き取りにくいということがありました。できることであれば、答弁者と質問者においては、質問、また答弁のときにマスクを外していただけるようお願いいたします。

ただいまの質問についての答弁を藤原市長に求めます。

藤原市長。

○市長（藤原 勉君）

それでは質問のございました未申請、55人ございますけれども、その理由は何かというようなお尋ねでございます。

これは積極的には御辞退という届けが出てきておりますのがお二人ということでありまして、そのほか、住民票があった、その後居どころが不明だと、再度いろいろ連絡を取ろうしてもつながらないという居どころが不明という方が13人、それからその基準日以降、申請までの間にお亡くなりになって申請が出せないという、いわゆる単身世帯の方の死亡という方が7人おられると。それから、入院されている方が対応できないという方が1人。あと32名は理由は御不明でございまして、何人もがいろいろ連絡させていただいてもやらないということですから、これは消極的な辞退者ということになるかと、積極的な辞退者はお二人が届けている、その他32人は何もしなければ、当然頂けない、そんなことでおられるというふうに内訳はお聞きいたしております。

[13番議員挙手]

○議長（鰐本規之君）

若原議員。

○13番（若原敏郎君）

市のほうからも十分働きかけていただいておりますということで、大変ありがたいかなと、こんなことを思います。せっかくの機会を知らなくて逃してしまうということではなくて、何度も連絡を取

っていただいて、連絡を取れない方はやむを得ない方、こんなことを思います。

3番目の質問に入ります。

市のいろんなイベントも中止になり、近くでの会合やいろんな懇親会もありましたが、3密を避けるために高齢者も自宅待機で自粛しておりますと、本当に認知症が心配というようなことを言われる方もおられます。

この件につきまして、現在どのようにされておるのか、健康福祉部長にお尋ねをいたします。

**○議長（鰐本規之君）**

ただいまの質問についての答弁を高橋健康福祉部長に求めます。

高橋健康福祉部長。

**○健康福祉部長（高橋 誠君）**

それではお答えさせていただきます。

現在のコロナ禍における介護予防の観点では、特に高齢者の認知症対応が重要な課題であると認識しております。

4月から5月にかけて国の緊急事態宣言時では、高齢者の外出など、生活の変化により鬱ぎみの症状がある、もしくは認知機能低下の懸念される対象者が増えている等の地域包括センターよりの報告を受けているところでございます。

このため、緊急事態宣言解除後の6月には、速やかに社会福祉協議会等が実施する各種認知症予防教室及び認知症カフェにつきまして、感染予防に配慮しながら再開をいたしており、3密を避けるなど、参加人数を通常の30人から60人で実施しているところを半分程度にして実施をしているところでございます。

また、調理を伴う教室、音楽療法の教室等につきまして、認知機能の低下を防止するためにも参加の場を確保し、できる限り実施する方向で調整しているところでございます。

今後につきましては、コロナ社会と共に共存する、コロナと共にあるウイズコロナ、新たな日常ニューノーマルを念頭に置きまして、効果が出ている従来のメニューを取り入れながら、低下ぎみとなっている認知機能の向上を支援してまいりたいと考えております。以上でございます。

[13番議員挙手]

**○議長（鰐本規之君）**

若原議員。

**○13番（若原敏郎君）**

私もかなりの高齢になってまいりまして、そういった仲間のところに行きますと、本当に飲み会がやりたいとか、そんな話が出てきます。それでもやはり、若い人と一緒に生活していると、独居で生活していればいいんですが、誰がどこでウイルスに感染しているか分からない状態なんで、自粛をしていかなければならないと、こんなことを思いますが、今話をお聞きしますと、6月から再開しているということなんで、ぜひ気をつけて高齢者のために今までどおり認知症の教室とか、そういうのを開いて認知症に進むのを防止していただきたいと、こんなことを思っております。

ちょっと本当に気にかかるところなので、質問させていただきました。

次の質問に参りたいと思います。

今回、台風10号は気象庁が数日前から特別警報級として警戒を呼びかけ、過去に記憶のない規模の台風ですよというような呼びかけをしておりました。

九州と四国、中国では、本当に多くの方が実際に避難所に身を寄せられまして、大事には至らなかったところもあると聞いております。

新型コロナウイルス感染を警戒する現状での避難所の対策をこれから立てる必要がありますが、本巢市ではこのことについては対応されておられるのか、それともこれから行くのか、現状をお聞かせ願いたいと思います。

**○議長（鐺本規之君）**

4番目、ただいまの質問についての答弁を畑中総務部長に求めます。

畑中総務部長。

**○総務部長（畑中和徳君）**

それでは、コロナ禍の中で、避難所の対応についてお答えをさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症対策のために、本年5月に避難所運営マニュアルを改定いたしまして、新型コロナウイルス感染症対策編を追記したところでございます。

この避難所の開設につきましては、このマニュアルに基づきまして実施をいたしますが、事前受付での健康状態のチェックカードによる体調の確認、あるいは非接触型体温計による検温、体調不良の方の専用スペースの設置と、併せて動線を分離すること。また、3密を回避するために、避難者同士のスペースの間隔を2メートル確保した上でパーティション等により飛沫感染を防止すること。さらには、避難所の収容可能人数が通常の3分の1から4分の1程度となることが予想されておりますことから、自宅避難や避難所以外の安全な親戚・知人宅、テレビ等でも報道していましたがホテル等への避難を御検討いただくように今後周知をしていきたいというふうに考えております。

なお、この対策を施すために必要となりますパーティションにつきましては、現在100セットを購入しております。さらに要る場合には災害応援協定を結んでおります業者から購入するというような形になっておりますし、今後、先ほど市長も申しましたように、ワンタッチで設置可能な室内型の簡易テント、これを50セット購入する予定でございます。

このほか、アルコール消毒液やマスク等感染症対策に必要な資機材につきましても、これまでに備蓄しているところでもございます。

しかしながら、災害時には新型コロナウイルス感染症防止のためにも多くの避難所を開設することが想定されておまして、資機材の備蓄はできているとはいえ、職員の対応が非常に困難となりますことから、開設した避難所の運営につきましては、避難者の方々に御協力いただきながら運営していただきたいと思っておりますので、よろしく願いますところでございます。以上でございます。

○議長（鐔本規之君）

若原議員。

○13番（若原敏郎君）

部長からのお聞きしましたので、対策は立てられていると思いますが、今回の九州に接近した台風のことを思うと、今後自然現象から海水温が高いから、いつもは日本に接近するときには大体900後半の70かそこらのヘクトパスカルで接近するんですが、今回の状況を見ますと、やはり950以下で接近するという可能性があるなというようなことを感じました。

そうなりますと、伊勢湾台風級の台風が、今後こちら辺りにも上陸するという可能性が出てくる。そうすると、やはりこういうのを準備しております、場所は多く確保します、今出ましたホテルへ泊まっていただくように避難していただくようにしますといっても、やっぱり計画だけで実際に実現できるのかどうかというところが大変危惧するところでもありますね。

そんなことも考えながら、ぜひ今後においてもそういうところを想定しながら対処していただきたいなど、こんなことを思います。これは要望でよろしいですので、よろしくお願いします。

大きい2番目の質問に入りたいと思います。

今年度、小・中学校での新型コロナウイルス感染症の影響はということで、昨年度末から新学年にかけて学校では授業ができない大変な事態になりました。

新型コロナウイルス感染拡大防止のために長期間の臨時休業があり、先生方も児童・生徒の自粛期間中、家庭での臨時休業期間中でも対応に大変苦慮されていたことと、こんなことを思います。

特に今年度の中学3年生、小学6年生には最終学年で、大きな事業といえば運動会とか修学旅行、こういった一生に一度しか経験できない貴重な体験の機会を逃してしまうということになると思います。今後において、各学校での裁量で児童・生徒の今できる最善の学校生活の機会を与えていただきたいなど、こんなことを思っております。

今のところ、市内での児童・生徒の感染者は幸いにも聞いておりませんが、子どもを持つ親は自分が感染してもいけないし、子どもが感染してもいけないと、本当に注意を払っているところであります。

学校で子どもたちに3密はいけないよと言っても、子どもたちは気をつけるどころか、注意していたら子どもの性格からいって我慢できないところばかりなんで、到底それは無理な話なんで、責任のある本巢市としては、その学校に合わせたできる限りの対策をしていかなければならないと、こんなことを思います。

そこで、1番目の小・中学校での今実施されているコロナ対策をお聞きしたいと思います。

○議長（鐔本規之君）

ただいまの質問についての答弁を川治教育長に求めます。

川治教育長。

○教育長（川治秀輝君）

小・中学校で実施しているコロナ対策についてお答えします。

6月の段階的な学校再開以来、子どもたちの健康と命を守り切るために、様々な新型コロナウイルス感染症対策を継続しております。

特に、近隣市町でクラスターが発生した7月以降は、誰にでもどの学校でも感染が起これるものとして、国や県の指針、ガイドラインに基づきながら、管理職が感染症対策責任者となり、児童・生徒と教職員の健康管理や校内の衛生管理を徹底しております。

子どもたちは登校後、校舎内に入る前に健康観察カードによる健康状況の確認、増設された水道での手洗い、手指消毒などを行います。健康カード忘れや体調不良が疑われる場合には、その場ですぐ非接触型体温計により検温し、体調不良者は第2保健室などに別ルートで移動するなどの対応をしております。

校内では、3密を避ける教室環境や配置、学習や活動の仕方、換気や校内消毒等の衛生環境、手洗いや手指消毒の指導などを徹底しております。ドアの取っ手や手すりなどの校内消毒に当たっては、県の補助を得て9人のスクールサポートスタッフを新たに位置づけることもできました。

加えて、この消毒作業に大きな力を貸していただいているのが地域や保護者の方々です。大変多くの方がボランティアの御協力を申し出てくださり、真の意味でのコミュニティ・スクール、地域の学校になってきました。子どもたちを共に守り抜いていただいていることに心より感謝しております。

県立高校のクラスター発生以降は、本市でもPCR検査の対象となった家族のいる児童・生徒や教職員が少なくありません。幸い全て陰性でしたが、陽性の診断があった場合にすぐに対応できるよう、発生時対応マニュアルやフロー図、逐次把握・確認できる検査者リストの作成など、コロナ対応業務に注力しております。

今後、刻々と変化する感染状況と、それに対して様々に変更される国や県の指針、ガイドラインについて漏れなく把握し、学校の衛生面や感染症対策への適切な助言ができるよう、新たに教育委員会に養護教諭経験のある職員を配置して対応していく予定です。

今後もこれまで継続してまいりました基本的な感染症対策に加え、状況に応じて国や県から変更点が示される方針や指示を基に適切に対応してまいります。

[13番議員挙手]

○議長（鰐本規之君）

若原議員。

○13番（若原敏郎君）

教育長から答弁をいただきました。

スクールサポートスタッフ、それとまた地域の方の協力も得られているということで、大変、私の思ったよりきちっとやっただけでいるなど、そんなことを思いまして、しかも最後に県からの変化のあるところへすぐ対応できる体制を取っていただいているということで大変安心しました。今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

今年は、通常より8月が本当に暑い日が続きました。臨時休業が長くあったため、学校では夏休みが短縮され、猛暑の中を児童・生徒は学校へ行きました。先生方も、本当にその対応に大変だったと、こんなことを思っております。

そこで、臨時休業が長く続きましたが、夏休みが短縮され児童・生徒にどんな影響があったのかなど、こんなことを心配しておるんですが、お聞かせ願いたいと思います。

**○議長（鐔本規之君）**

ただいまの質問についての答弁を川治教育長に求めます。

川治教育長。

**○教育長（川治秀輝君）**

長期休業、夏休み短縮による児童・生徒への影響についてお答えします。

経験したことのない3か月の臨時休業は、子どもたちにコロナウイルスへの不安、自由に遊んだり行動したりできないストレス、家に閉じ籠もっている閉塞感などを感じさせました。いらいらして親の言うことを聞かず、対応に困っているという相談を保護者から受けたこともありました。

学校再開に当たっては、そんな子どもたちが安心して暮らせることを大切に、一人一人の心に寄り添い、居心地のよい学校を目指しました。休みの中の不安感や不規則な生活などから登校渋りや元気のない子もいる反面、自分で計画を立てて学ぶ子、家族のために自分から手伝いをする子など、家族での過ごし方や親子の関係が学校再開後の子どもの姿に反映されている場面も多く見られ、家庭の教育力の重要性や必要性も強く感じました。

全体的には、少しずつではありますが、元気と笑顔を取り戻し、以前よりも人や物を大切にする姿が多く見られ、言葉もやさしくなったと感じています。学習に対する意欲も高まってきたようです。学校がある喜び、学べる喜び、仲間と過ごせる喜びなど、当たり前の幸せを感じ取って成長している今を大切に、焦らず教育に当たりたいところです。

例年より短い夏休みは、各学校での課題を減らし、家族でゆったり時間を使えるようにしました。8月の学校再開の熱中症対策からも、自分で考え判断し、自分の命を自分で守る姿が見られ、コロナの中で力をつけていくたくましさを感じています。

今年は、未来をたくましく生き抜いていくための試練の年となりましたが、子どもたちの頑張りや成長が手に取って見られる年にもなりました。マスクで子どもの表情を捉えにくい中、会話や生活ノートなどで一人一人の心身の状況を丁寧に見極め、より一層安心した暮らしをつくり上げる努力をしてまいります。以上です。

[13番議員挙手]

**○議長（鐔本規之君）**

若原議員。

**○13番（若原敏郎君）**

今、教育長のお話を聞きまして、逆境の中で家族の絆が強まったというようなことも聞きましたし、たくましく育ってきた子もいるということで、大変、本当にこんなことは初めてのことで、そ

れに対応できる子どもたちはやはり対応能力が速いので、少しはいい経験をしたかなと、こんなことを思っております。これからも御指導のほど、よろしくお願ひしたいと思ひます。

3番目に、各種イベントや社会見学、修学旅行などが縮小や中止となったり、いろんな議論が出ておるところであります、今後においてはどのようにされていくのかお聞きしたいと思ひます。

#### ○議長（鐔本規之君）

ただいまの質問についての答弁を川治教育長に求めます。

川治教育長。

#### ○教育長（川治秀輝君）

小・中学校のイベント、社会見学、修学旅行などについてお答えします。

コロナ禍の学校では、3密による感染リスクを回避する観点から、新たな日常生活確立を最優先にしており、運動会、体育祭、音楽会、社会見学など、ほぼ全ての行事が中止、縮小されています。宿泊を伴う野外学習や宿泊研修、広島研修などについては、医療有識者から宿泊や入浴、食事の感染リスクが高いとの指導があり、中止という苦渋の決断をせざるを得ませんでした。

こうした中で、各学校では子どもたちが最も楽しみにしている一生に一度の修学旅行だけは何とか行かせてやりたいと最善を尽くし、旅行会社に無理を言い、日程や行き先を何度も何度も変更を繰り返す中、やっと8月末に県から日帰りでのバス旅行の許可が下り、何とか近場の思い出旅行を実現させてやれそうな運びになりました。

とはいえ、子どもたちの学校生活の様々な楽しみが消えていっていることは確かであり、コロナ禍でも夢と希望のある学校生活の創造を合い言葉に、コロナの年だからこそその夢のある企画を提供したいと考えております。

中学3年生の修学旅行は、共に9年間歩んだ仲間と寝食を共にして友情を深める最後の旅行です。何年後かでもいいから、この仲間と旅行に行きたいという子どもの声を聞き、彼らが夢や希望を膨らませ、前向きに生きていくための企画として、「二十歳の修学旅行」を実現させたいと考えています。

小学6年生は、京都・奈良へ行ってみたいという願ひが強いので、家族で卒業旅行と題した家族旅行を支援し、夢を実現させてやりたいと考えています。

また、運動会や体育祭については、コロナ禍でも行える種目を考えたミニ運動会、スポーツ大会として行う計画もあります。

根尾の宿泊学習が中止となった代わりに、学年で樽見鉄道に乗って根尾へ出かけ冒険しようとする小学校もあります。

毎年申込みの多い、English Days in NEOについても、新しい形でALTやJTEが作成したふるさと探訪動画をオンライン形式で配信したところ、視聴した多くの子どもたちからALTに手紙が届けられ、意義深い交流が生まれています。

コロナは子どもの様々な楽しみを奪いましたが、コロナの年だからこそ生まれた夢のある新事業や学校行事も誕生しました。これをチャンスと受け止め、子どもたちで前向きにできることを探り、

夢や希望を膨らませながら、アイデアを出し合って行動する主体的・創造的な子どもの力を培っていきたいと考えております。

[13番議員挙手]

○議長（鰐本規之君）

若原議員。

○13番（若原敏郎君）

子どもたちにとっては、運動会、修学旅行、これは本当に学年最後の締めくくりの思い出深い事業となってくるんですが、それが十分できないということで、今お聞きしますと、中学3年生は修学旅行等、後日、二十歳の頃に行ったらどうかという提案をされておりますし、小学校6年生も日帰りでも家族旅行を支援したいというようなこともお聞きしました。

運動会も、観客はいないかもしれませんが、子どもたちができることを体育祭とかスポーツカーニバルとか、何かいろんなことがあると思いますが、ミニ運動会をされるということでよかったですかなど、こんなことを思います。

中学3年生や小学6年生は、この事態を個人個人がどう捉えるかということが一番重要なことかなど、こんなことも思いますし、最後の卒業生にいい思い出づくりができなかった、自分たちが不幸だったと思うのか、かわいそうな気もしますが、貴重な経験をしたと、こんなことにも考えられる、こんなことを思っております。

ぜひとも今後の残り時間はまだありますし、子どもたちに最善の支援をしていただいて、中学校、小学校の残りの時間を充実させていただきたいなど、こんなことを思っております。ぜひよろしくお願いいたします。

最後の質問に入りますが、休業期間があり、授業日数が大丈夫かなという疑問もありました。これについてはどうお考えですか。対処できているのかどうか、お尋ねします。

○議長（鰐本規之君）

4番目の質問、ただいまの質問についての答弁を川治教育長に求めます。

川治教育長。

○教育長（川治秀輝君）

本年度の授業時間の確保についてお答えします。

小・中学校では、3月から5月までの臨時休業と6月の分散登校により、授業時間が大きく減少しました。

例年、市内小・中学校の授業時間は国が定めた必要授業時間を十分上回る日数がありますが、本年度はそれだけで補充することができないことから、夏休みを当初の予定より16日間、冬休みも3日間短縮して授業時間の確保をしております。さらに、5時間だった月曜日を6時間にしたり、中学校では7時間授業を行ったりしています。

また、感染リスク回避のために中止・縮小した行事やそれに向けての取組の時間が40時間ほど生まれ、その時間も教科の授業に充てているところです。

また、各学校では授業時間を確保するだけでなく、各学年、各教科で確実に学習内容を身につけているかを確認しながら授業を進めています。

特に高校入試を控えた中学3年生は、卒業までに必要な学習内容を、余裕を持って履修できるよう、各学校でその計画と実施を常に確認しております。

今後は、子どもの心身の健康を最優先にしつつ、授業の確実な実施とともに、子どもの心に寄り添った可能な限りの学校行事も交えて、子どもが笑顔で力をつけていく学校経営を支援してまいります。

さらに、新型コロナウイルスの第3波や、台風、冬場のインフルエンザの流行などを見据え、1人1タブレットの配置やオンライン授業の整備も進めてまいります。以上です。

[13番議員挙手]

### ○議長（鰐本規之君）

若原議員。

### ○13番（若原敏郎君）

授業時間については十分あるということでお聞きしました。

今後は、新型コロナの関係でいろんな授業時間を割いてやらないかんといいところも出てくると思いますが、よろしく対応をお願いしたいと思います。

次の大きい3番目の質問に入らせていただきます。

新庁舎についてでございます。

先日、本巢市役所の位置を定める条例の一部を改正する条例が可決しまして、今までの分庁方式は老朽化しつつある各分庁舎の維持管理費が増大する、組織が分散していて移動が非効率である、災害時には対応の遅れが懸念されるというようなことで、この課題を解消するためには新庁舎建設が一番ベターであるというようなことで、可決されました。

合併特例債で建設をするには、令和5年度までが完成の期限と聞いております。本巢市にとって合併後の20年を区切りとする一大行事であります。

将来に負担を残さず、効率の悪い分庁方式から卒業する最後のチャンスと考えております。また、この事業をスムーズに進行していくためには、執行部、職員の方、議員の方、関係市民が一丸となり進める必要があります。

残り3年半となった現在、時期的に余裕があるとは思えませんが、過去に建て替えられた幼稚園建設とか、先日完成しました真桑幼稚園建設は3年から3年半ほどを要したことから、この規模が数倍になる新庁舎については、工程的に間に合うのかというようなことを大変危惧しているところであります。

ぜひとも無事に完成されることをお願いし、以下のお尋ねをいたします。

地質調査ができていない上に造成工事が9か月ほどかかると先日の工程表から伺いました。免震工事の場合は建築工事に12か月を要すると聞いておりますが、令和5年度までの完成とのめどは無理ない工程なのか総務部長にお聞きしたいと思います。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を畑中総務部長に求めます。

畑中総務部長。

○総務部長（畑中和徳君）

令和5年度までの完成の工程に御回答させていただきます。

建物本体の建築に要する期間といたしましては、庁舎の規模や構造形式にもよりますが、耐震構造の場合は1年半程度、免震構造の場合には2年程度と見込んでおります。このことから、令和5年度末までの完成を目指すためには、令和3年度末あるいは令和4年度の8月頃までには本体工事に着工する必要があるというふうに考えております。

また、今後につきましても、建築工事の発注に至るまでには、建物の構造や階層、建築敷地の決定とともに用地交渉、各種許可申請手続、実施設計や造成工事など、様々な業務を進めていくこととなりますので、非常にタイトといたしますか、本当にぎりぎりというような状況でございますが、令和5年度末までの完成を目指しまして、こうした業務を着実に進めてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

[13番議員挙手]

○議長（鰐本規之君）

若原議員。

○13番（若原敏郎君）

非常にタイトという最後の締めくくりをされました。

本当に工程表を見ても、1つ何かトラブルが起きたら大変なことになるなというようなことを感じております。

2番目に行きます。

建設予定地は、都市計画変更許可を今は待つ状態であると思っております。今定例会は、位置の議決を行いました。地権者がある土地に、いかに市役所といえども、ここに建てますよというようなことはできませんので、やはり土地取得へ向けての地権者に説明や同意などを取っておかなければ用地交渉はスムーズにいかないものと考えておりますが、都市計画変更の許可は、これは確実に下りてくるものとして用地交渉とか地権者に対して同意とかその辺は現在はどうなっているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を畑中総務部長に求めます。

畑中総務部長。

○総務部長（畑中和徳君）

それでは、用地取得の地権者説明等についてお答えさせていただきます。

現在、建設予定地の測量業務の実施に当たりまして、これまでに建設敷地とその隣接地を含めた地権者の方々には、測量調査に伴う立入りにつきましては御承諾をいただいておりますが、今後、

周辺の地権者の方々を含めまして、来月ぐらいから地元説明会、土地の鑑定評価が完了いたしました後には、地権者の方々への説明会を開催し、同意をいただき、用地取得を進める予定でございますが、今日までに自治会長様には一応こうした用地の説明会を開催するというような御案内をさせていただいておるといふところが現状でございます。

[13番議員挙手]

○議長（鰐本規之君）

若原議員。

○13番（若原敏郎君）

先ほどの工程から見ましても余裕がないという状況の中で、来月から地元の地権者に説明をしていくというような回答でございましたが、ぜひともスムーズに進めていただくようにお願いしたいと思います。

3番目に行きます。

事業費は、本体工事として35億規模を見込まれているということが公表されておりますが、合併特例債はどこまで活用できて、新庁舎建設のために予定される事業費の総額というのはどれぐらいになるのか、また財源確保はよいのか、この辺がちょっと心配するところでありますので、市長にお尋ねしたいと思います。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を藤原市長に求めます。

藤原市長。

○市長（藤原 勉君）

それでは、新庁舎建設に予定されます事業費総額、財源確保につきまして、お答えを申し上げます。

今、議員のほうからもお話がございました35億という話が出ました。この現時点の概算事業費につきましては、総務省がやっております職員1人当たりどのぐらいの面積とか、そういった職員と市町村の規模に標準的なことを算定し、そしてなおかつ他市町、近隣市町の平米当たりどのぐらいの単価で建物を建てたかというようなことも参考にしながら、おおよそのお金ということで35億というのが出ております。このお金は庁舎建設、敷地の造成、外構工事等に当たるということで、約35億円という数字をはじかせていただいております。

そのほかに、設計、それから先ほど来お話が出ておりますように土地の購入、それからまた庁舎に入れます、基本的には備品等はそれぞれ持っていく予定にしていますが、新たに買わなきゃならないような備品も出てまいりますので、そういった備品購入、それから庁舎を3つから1つにしますので、引っ越し等々、こういったものに約7億5,000万ほどかかるというようなことで、総額で今ざっと概算では42億5,000万円程度を見込んでおるといふところでございますが、先ほど来お話が出ておりますように、新型コロナウイルス感染症というようなものがどんどん出ていまして、経済等々の見込みも大変厳しい状況になってきております。将来の市の財源確保への影響とい

うようなことも今後予想されると。リーマンショックのときでも回復するまでに10年以上かかっている、今回の新型コロナはそのリーマンショックよりかはるかに経済が停滞しているというようなことで、これから経済の回復というのなかなか厳しい、当然税収の戻りも厳しいというようなことから、事業費の縮減に向けた見直しということを行うように指示をしているところでもございます。

こうした総額の見直しも行いながら、どうしても建てるとなれば、財源が必要になりますので、財源の確保というのにつきましては、先ほど来お話が出ておりますように、かねてからお話をさせていただいておりますように、対象経費95%まで充当可能でありまして、また償還額も70%交付税で措置されるという、この合併特例債を基本的には活用して建築していきたいというふうに考えております。

あわせて、庁舎の中にいろいろな木材、県産材を使えば県産材の補助金、それからまた災害防災対策というようなものをやれば防災安全交付金というようなことも国から頂けるといふようなことがありますので、こうした県産材補助金とか防災安全交付金、こういったものも使いながら、対象にできます補助制度、それから助成制度というのを最大限活用させていただいて、財源の確保を併せてやっていきたいというふうに思います。

そしてなおかつ、どうしても充当率が95とかそういった財源になりますので、残った部分というのはどうしても足らなくなってくる、こういったものにつきましては、公共施設等整備基金を現在持っております。こういった基金を充てながら、庁舎の建設に当たっていききたいというふうに思っております。

こうした財源の確保見込みの下で、新庁舎建設ということを考えておるわけでございますけれども、積み立ててきております基金、そしてまた今後こういった合併特例債のいわゆる70%残りの30%分というのは今後返していかなくちゃならないということでもありますので、そういった借入れの返済金ということも出てまいります。これはどちらも大切な財源は税金でございますので、将来の負担を少しでも軽減できるように、経費を削減いたしまして、本巢市の身の丈に合った庁舎の建設になるように、今後庁舎建設を進めてまいりたいというふうに思っております。

[13番議員挙手]

○議長（鰐本規之君）

若原議員。

○13番（若原敏郎君）

ありがとうございました。

新庁舎というのは、今建ててそれでいいというものではなくて、将来的に長く使うものでありますから、削減できるところは削減して、やはり無理に削減ということばかりは考えなくてもいいかなど、こんなことを思います。

いいものを建てていただきたいなど、こんなことをお願いしまして質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（鰐本規之君）

1時間を過ぎましたので、暫時休憩といたします。

一般質問は副議長と半分ずつ行いたいと思っておりますので、よろしく御理解のほど、お願いいたします。休憩。

午前10時07分 休憩

---

午前10時23分 再開

○副議長（瀬川治男君）

再開します。

ただいま議長が所用により退場されました。

地方自治法第160条の第1項の規定により、私が議長の職務を行います。

ただいまの出席議員数は14人であり、定足数に達しております。

続いて、一般質問を行います。

12番 村瀬明義君の発言を許します。

○12番（村瀬明義君）

では、通告に従いまして質問をさせていただきます。

まず、1番目の農業・農村の有する多面的機能の維持についてをお伺いいたします。

私自身も糸貫地域で米や麦を作る土地利用型農業を行っている農家で、私が農業を行っている糸貫地域でも、高齢で農業を続けることができなくなり、田んぼを預けたいという人が年々増えつつあります。耕作できなくなった農地を農地中間管理機構が受皿として農地を借り受け、まとまりのある形で利用できるよう配慮した上で、担い手農家に農地の貸付けを行っております。新たに農地中間管理機構を通じて農地を貸す際の条件として、水路、のり面の草の管理については農地所有者が行うものと規定されていますが、中には土地所有者が高齢で地元の多面的機能の維持に関わる共同活動に参加できず、水路、のり面の草の管理ができない方が増えてきていますので質問をさせていただきます。

近年、全国において、農村地域の過疎化、高齢化、混住化等の進行に伴う集落機能の低下により、地域の共同活動によって支えられている多面的機能の意義に支障が生じつつあります。本巢市においても、歳入歳出決算事業報告書によると、多面的機能支払交付金（農地維持支払交付金）の交付を受けている地区が、平成30年度35地区であったのが、令和元年度31地区と減少しました。多面的機能支払交付金の交付を受けている地区が減少した理由について、まず産業建設部長にお尋ねをいたします。

○副議長（瀬川治男君）

ただいまの質問についての答弁を産業建設部長に求めます。

産業建設部長 原誠君。

○産業建設部長（原 誠君）

それでは、お答えいたします。

多面的機能支払交付金を受けている地区が減少した理由についてお答えをさせていただきます。

多面的機能支払交付金のうち、農地維持支払交付金につきましては平成26年度に新たに創設された制度で、農業者や地域住民などで構成される活動組織が農地のり面の草刈り、水路の泥上げなどを行う地域資源の基礎的な保全活動や保全管理構想の作成など、地域資源の適切な保全管理のための推進活動に対し支援を行う事業でございます。

創設当時には、39組織が農地維持支払交付金を活用した取組を行ってまいりましたが、令和元年度には31組織と減少しました。令和2年度には、新たに1組織が活動を開始し、現在32組織となっております。

本事業の活動期間は、5年間を一区切りとしており、平成26年度からの活動が平成30年度末に終了し、その後、継続を受けなかったことから活動組織が減少いたしました。

農地維持支払交付金の活動組織が減少した主な理由につきましては、県が活動を終了した5つの組織に対してアンケート調査を実施しており、活動を継続しなかった、またできなかった理由を確認したところ、主な理由といたしましては、1つに農地維持活動に理解が得られず人数の確保が困難である、2つ目に事務を委託する発想がない、3つ目に役員の成り手や事務処理の引受手がない、4つ目に組織内での合意形成が図れなかったというような回答がございました。高齢化の進行に伴う活動の継続が困難化しており、特に役員の成り手や事務処理の引受手がないことが、減少した主な理由と考えております。以上でございます。

[12番議員挙手]

○副議長（瀬川治男君）

村瀬明義君。

○12番（村瀬明義君）

なかなか事務的には難しいなあということをお伺いをいたしました。

それでは、次に行きます。

全国において、従来農業者が行っていた農地周りの草刈り等は、農地維持支払交付金を活用し、非農業者も参加する共同活動により行われており、本巢市においても、自治体が主体となり、農地維持支払交付金を活用し、非農業者も参加する共同活動により農地周りの草刈り等は行われてきました。令和2年度、活動を継続しなかった自治体が4組織あり、活動を継続しなかったある自治会に話を聞くと、多面的機能支払交付金の申請等に係る事務が多く、先方答弁がありました役員の成り手がない、交付金の申請をしなかったと回答がありました。

そこで、市として何か対策を行うのか、考えはあるのかお伺いをいたします。

○副議長（瀬川治男君）

ただいまの質問についての答弁を産業建設部長に求めます。

産業建設部長 原誠君。

○産業建設部長（原 誠君）

それでは、多面的機能支払交付金に対して、市が行った対策についてお答えさせていただきます。

活動組織からは、高齢化や過疎化により活動参加者が減少しているほか、事務負担が多いことで役員の成り手不足、事務処理が複雑化のために作成に苦慮しているなど活動の継続を不安視する声もございます。

県におきましては、組織の設立や活動の実施、記録方法などについて分かりやすくまとめた活動の手引を作成し、地域における事務処理の軽減につなげております。全国的に広域活動組織の組織数及び平均認定農用地面積は年々増加しており、広域化に伴う活動も増加傾向が見られることから、国においては広域化に向け取組を推進しております。そのような意向を踏まえまして、本市におきましても、令和元年度に活動組織の事務負担を軽減するため、広域的に交付金の管理、書類の作成を担うことの検討を進め、各活動組織に対して事務支援の意向調査を実施いたしました。その結果、31組織中20組織は、現状のままの活動、事務運営を希望していますが、残りの11組織につきましては、事務委託の検討をしたいとの回答でございました。今後、事務局の設立に係る検討やシステム化など、活動組織の負担軽減を図るための方策、検討を進めてまいります。以上でございます。

[12番議員挙手]

**○副議長（瀬川治男君）**

村瀬明義君。

**○12番（村瀬明義君）**

いろいろ対策を考えて、まだ少しでもやろうかという、そういう自治会があるということはいいことだと思いますので、対策というか、そういうことをよく地元のほうにも説明して進めていただきたいと思います。

それでは、次の質問に入らせていただきます。

私が農業を行っている糸貫地域は、令和2年度から81.6ヘクタールの農地が多面的機能支払交付金の交付を受けていない対象農地となり、これまで自治会が主体となり、非農業者も参加する農地周りの草刈り等が行われなくなり、地域の良好な景観の形成に支障を来すおそれがあると思います。

そこで、多面的機能支払交付金の交付を受けていない地区については、土地改良区を単位に広域の共同活動に支えられるような多面的機能維持は考えられるかどうかとお伺いをいたします。

**○副議長（瀬川治男君）**

ただいまの質問についての答弁を産業建設部長に求めます。

産業建設部長 原誠君。

**○産業建設部長（原 誠君）**

それでは、多面的機能支払交付金の交付を受けていない地域の広域的な共同活動についてお答えをさせていただきます。

本市では、現在、1つの活動組織以外は全て自治会単位での組織で構成されております。

土地改良区といたしましては、席田井水土地改良区、真桑方井水土地改良区、政田井水土地改良区など事務局を設置し、幹線用水の維持管理などの事業を進めております。

各土地改良区内における多面的機能支払交付金への加入状況は、席田井水土地改良区では、受益面積約316ヘクタールに対し、2自治会で約123ヘクタールが加入しておりますが、7自治会は加入してございません。また、真桑方井水土地改良区では、約474ヘクタールに対して、7自治会で約123ヘクタールが加入していますが、14自治会は加入してございません。また、政田井水土地改良区では、約186ヘクタールに対し、4自治会で43ヘクタールが加入していますが、6自治会は加入していない、そういった現状でございます。

土地改良区単位で多面的事業の広域化を行うことにつきましては、周辺を取組を行っていない自治会等が活動に取り組み契機にもなり、土地改良区の運営基盤である受益農地の保全体制についても強化されると考えております。また、事務を効率化し組織力を高めて共同活動を行うには、各土地改良区単位は、事務員も雇用されており、負担の大きい書類作成等の事務作業を各活動組織から切り離すことができ、活動にも専念できることから、各土地改良区単位で多面的事業の広域化を行うことは可能であると考えております。以上でございます。

[12番議員挙手]

○副議長（瀬川治男君）

村瀬明義君。

○12番（村瀬明義君）

結構、席田とか真正とか結構、多面的機能交付金に加入していないところが多いということですが、やっぱりこれはある程度参加していただいて、やっぱり協力してやっていただきたいということを思います。

特に、担い手が、これから農地集約化でどんどん耕地が増えてくると、なかなかそこまで手が回らないということもありますので、地域とか皆さんで、そういう考えをしていただきたいなあと。多面的事業に全地域が参加できるような施策を考えて、そして何とか、そういう荒れた土地とか暴走した景観がないような施策を考えていただきたいと思います。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

ジャンボタニシの駆除対策の取組について、状況についてお伺いをいたします。

○副議長（瀬川治男君）

村瀬さん、4番目が抜けておるんでない。

○12番（村瀬明義君）

ごめんなさい。

それでは、最後の質問にさせていただきます。

今後、ますます高齢化、混住化等の進行に伴う集落機能の低下により、多面的機能支払交付金を受ける自治会が減少すると思われま。その結果、農地、水路、農道の地域資源の保全管理に対する担い手農家の負担を増大し、担い手農家の農地の集積、集約が阻害されることのないようにするために、地域の資源の保全管理に対する担い手農家の負担が増大しないよう施策はあるかお伺いをいたします。

ちょっと先方まとめてお話しさせていただきましたけど、一応もう一遍質問させていただきます。

○副議長（瀬川治男君）

ただいまの質問についての答弁を産業建設部長に求めます。

産業建設部長 原誠君。

○産業建設部長（原 誠君）

それでは、地域資源の保全に対する担い手農家の負担が増大しない施策についてお答えをさせていただきます。

現在、農地維持支払い活動の減少や地域の共同活動の困難化により、水路、道路等の地域資源に対する担い手の負担が増大し、担い手の規模拡大が阻害されることが懸念されております。従来、農地維持支払いにおける地域資源の基礎的な保全活動は、農業者が中心となって行ってまいりましたが、本交付金の取組により、農地維持支払いの活動では、参加人数の約3割を非農業者が占める状況となっております。本交付金に取り組む農業集落は、全国平均に比べて担い手農家への農地集積率が高く、取り組む面積が大きくなるほど利用集積面積の増加率も高いことが農林水産省の調査結果からも報告されております。また、人・農地プランや農地中間管理機構と連携したさらなる活動の展開を推進することが重要であり、産業政策を支える地域政策といたしまして、双方が連携して取り組んでいくことが必要とされております。

本市といたしましては、広域化の必要性やメリット、デメリットの検討を行い、問題等が解決できる見通しが立てば、JAぎふ、土地改良区、農業生産法人等の団体等に対し、土地改良区単位での広域活動組織による効率的な事業運営できる体制、仕組みづくりなど課題、精査を行う勉強の場を設けるとともに、本交付金の有効活用を図ることができるように進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

[12番議員挙手]

○副議長（瀬川治男君）

村瀬明義君。

○12番（村瀬明義君）

先ほどはちょっと前もってお話ししましたんですけど、やっぱり今度は担い手、同じようなことになるんですけど、先ほどお話ししたようなことになるんですけども、担い手がどんどんと耕作を受ける格好になってくると思うんですね。そうすると、どうしてもやっぱり草刈り、排水路の掃除、こういうのができないということですので、手が回らないということですね。もう一回言うと、農地の耕作の面積よりも外の管理のほうが時間がかかるというようなことも起きてきますので、その件、何とか皆さんで協力してできるような施策を考えていただきたいと思います。失礼いたしました。

それでは、これで1番目の質問を終わります。

2番目のジャンボタニシの駆除対策の取組について、状況についてお伺いをいたします。

田植直後の若く柔らかい稲を食い荒らし、稲作経営に被害を及ぼすジャンボタニシは、その繁殖

力の高さから市内の田んぼにも生息範囲を広げております。当初の生息範囲は、真正地域の南部の一部のみでありましたが、昨年度は本巣地域の山口地区でも生息が確認され、年々生息範囲を拡大させております。

ジャンボタニシの生息範囲の拡大を防ぐため、市が行っている取組につきましては、令和元年第4回定例会において質問をさせていただいたところでありましたが、本巣市のその後の駆除対策の取組状況についてお伺いをいたします。

拡大を続けておりますジャンボタニシの生息範囲について、最新の調査状況を産業建設部にお伺いします。今の段階、糸貫地域、一色地域のほうも結構広がってきていますので、その範囲をお願いしたいと思います。

**○副議長（瀬川治男君）**

ただいまの質問についての答弁を産業建設部長に求めます。

産業建設部長 原誠君。

**○産業建設部長（原 誠君）**

それでは、お答えさせていただきます。

ジャンボタニシの生息範囲の調査におきましては、毎年シルバー人材センターに委託してございます。令和元年度の調査において生息が確認された地域は、真正地域の且内北、且内南、八ツ又、西軽海、軽海、十四条、宗慶、小柿、更屋敷、清水、国領、竹後、溝口、下福島、浅木、海老の16自治会、糸貫地域の長屋、見延、随原、早野、石原、三橋の6自治会、本巣地域の山口の1自治会で計23自治会でございます。

なお、今年度の生息範囲の調査は実施中であるため、最終結果は出ておりませんが、現段階で真正地域の大門、糸貫地域の南屋井で新たに生息が確認されております。特に生息密度の高い地域につきましては、真正地域の十四条、小柿であることが確認されてございます。

また、ジャンボタニシは寒さに弱く、マイナス3度以下では生存ができないとされていますが、ここ数年の暖冬により越冬する個体があることがジャンボタニシの生息範囲を拡大させている要因の一つではないかと考えております。以上でございます。

[12番議員挙手]

**○副議長（瀬川治男君）**

村瀬明義君。

**○12番（村瀬明義君）**

今の御説明で生息範囲が広がっているということは、よく分かりました。

広がるには、やっぱり水田といろいろなことが考えられると思いますが、大きい川からも流れておるといことで、水に乗ってぷかぷか浮いて水田の中へ入るといことでもありますので、そんなようなことを思いますので、広がるといことはね。

それで、市としても様々な取組をしてみえると思うんですけども、令和2年度における取組状況についてお伺いをいたします。

○副議長（瀬川治男君）

ここで、ちょっと注意させていただきます。

答弁者が答弁したり、質問者が質問している間に、隣同士、話をされている方があって、なかなか聞きにくい方が見えるもので、相談があれば、休憩中にどんとやってください。

それでは、ただいまの質問についての答弁を産業建設部長に求めます。

産業建設部長 原誠君。

○産業建設部長（原 誠君）

それでは、お答えさせていただきます。

本市の取組状況につきましては、シルバー人材センターにジャンボタニシの駆除を委託してございます。駆除の方法につきましては、農業用排水路に産卵された卵については、水中へかき落とし、成貝については、たもで捕獲を行っております。

過去の捕獲重量につきましては、市内の生息が確認された地域におきまして、6月から10月までの実施期間で、平成30年度は1,100キログラム、令和元年度が1,850キログラムでございます。なお、今年度の6月から8月までは1,050キログラムであり、非常に多く捕獲しております。

また、昨年度から新たにボランティア活動として実施しております、本巣市水田農業担い手協議会、ぎふ農業協同組合、地元農業者などで共同で行っている駆除活動につきましては、8月21日から23日の3日間で34名が参加され、150キログラムの捕獲実績がございました。これは、昨年度の捕獲実績の30キログラムを大幅に上回る結果でございます。

なお、市といたしましては、捕獲したジャンボタニシの処分費用を負担しております。

さらに、農業者に対し、ホームページや農事改良組合長会議などで、ジャンボタニシの被害拡大を防ぐための周知、啓発活動も行っております。以上でございます。

〔12番議員挙手〕

○副議長（瀬川治男君）

村瀬明義君。

○12番（村瀬明義君）

新たに担い手を、各自治体、会社というような方々が、一生懸命そうやってジャンボタニシを採る機会を設けて取っていただいておりますけど、やっぱりこれだけ多く広がるには、やっぱりある程度多くの人で、そして取っていただくと、そうすると少しでも被害が少なくなるのかなあと思うんですけど、なかなか絶滅までには難しいと思うんですけども、そういうことを思いまして、多くの方がジャンボタニシの駆除に参加できるような施策というのか、そういうことを考えていただくといいかなあ。要は、農業者だけやなしに、一般の方もジャンボタニシを駆除するというか、取る、そういうことも参加できるような施策を考えていただきたいなあと思うんですけども、これはなかなか難しい問題ですので、お願いという格好でしておきたいと思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。なるべくジャンボタニシが広がらないような、そして稲作に被害の少なくなるような施策をお願いしたいと思います。これで、いいね。

○副議長（瀬川治男君）

今、3点目、終わったんですか。

○12番（村瀬明義君）

まだです。

そういうことを思います。

それでは、最後の質問をさせていただきます。

令和2年度を取組については、これまで行ってきた取組、内容を踏襲していることが分かりました。しかし、今後は新たな支援が必要ではないでしょうか。市として、新たな支援についても検討を考えてみえますか。先ほど少し内容的にはお話ししましたが、そのようなことも踏まえてお願いしたいと思います。

○副議長（瀬川治男君）

ただいまの質問についての答弁を産業建設部長に求めます。

産業建設部長 原誠君。

○産業建設部長（原 誠君）

それでは、お答えさせていただきます。

今後の取組につきましては、これまでのシルバー人材センターへの委託によるジャンボタニシの分布調査と成貝、卵の駆除事業、本巣市水田担い手協議会やぎふ農業協同組合などと共同の駆除活動、ジャンボタニシの被害拡大防止のための農業者へ注意喚起活動を引き続き行い、関係機関と連携を図りながら実施していく所存でございます。

しかし、ジャンボタニシは非常に繁殖力が強く、根絶は困難であることから、これまで本市で取組を継続して実施してきたにもかかわらず、生息範囲や捕獲重量が減少することは確認されておりません。さらには、岐阜県下におきましても、昭和60年に岐阜市、羽島市、岐南町、笠松町の圃場でジャンボタニシが確認されて以来、生息地域は年々拡大しており、平成30年には、岐阜・西濃地域、中濃及び東濃の一部地域まで生息が確認されている状況であります。

このような状況に鑑み、市といたしましては、これまでの取組を継続しつつ、新たな取組として、ジャンボタニシの食害に強く、近年非常に注目されている水稻栽培の新技术である乾田直まき栽培に切り替えていただけるよう、国や県の助成を活用し、農業者へ支援について検討してまいりたいと考えております。

また、ジャンボタニシの駆除事業の財源となっております、県補助事業の生態系保全市町村支援事業の拡充を、岐阜県市長会などを通じて要望していきたいと考えております。

さらに、農業者に対しましても、捕獲、厳寒期の田かきなどのジャンボタニシを減らすための取組を自ら積極的に行っていただくよう促していきます。

また、捕獲者が困っているジャンボタニシの処分にかかる経費につきましても、市が負担することも今後検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

[12番議員挙手]

○副議長（瀬川治男君）

村瀬明義君。

○12番（村瀬明義君）

いろいろ対策というんですか、それを御説明いただいたんですけど、やっぱり農業者にとっては、やっぱり今言われた乾田直播をやるというお話もあるんですけど、なかなか乾田直播ということになると、やっぱりまくときが4月、5月ですね、6月になると入梅に入って、なかなか地面にまけないということですので、その準備をするのが1、2月、遅くても3月ということですけど、その間に水が入らない箇所もあると思うんですね。全部が全部、乾田直播にはできないということもあるので、やっぱりジャンボタニシの駆除というものは必要であると、そんなことを思います。ですから、先方も申しましたように、多くの方が参加して、ジャンボタニシを少しでも少なくすると、そういうことを考えて、また先方言いました乾田直播も全部はできないけれども、少しでも増やして、そして被害を少なくするというのを徹底というか、連絡というか、皆さんに報告しながら、そんなふうに努めていただきたいと思います。そのようなことで、お願いという格好でしておきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

これにおいて、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○副議長（瀬川治男君）

続いて、16番 大西徳三郎君の発言を許します。

○16番（大西徳三郎君）

通告に従って、質問をしていきたいと思っております。

まず、最初に、コロナ禍での情報通信環境についてであります。

御承知のとおり、この手のことは非常に苦手であり、一番僕の弱点でもあるかなとも思っておりますし、この質問通告書においても手書きということで、これは希少価値があっているのではないかとこの声も聞こえるかも知れませんが、そんなことで、古い男にとっては非常に苦手な分野でありますけど、どうしても今回このようなことをちょっと質問をしていきたいと思っておりますので、質問をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症は、5月に緊急事態宣言が解除された後も、今もなお、全国で猛威を振るっており、終息の兆しが見えていない。ウイズコロナの社会における新型コロナウイルスを想定した新しい生活様式も発表され、マスクの着用や手洗い、3密の回避など、日常生活での感染対策に加え、テレワークやオンラインによる授業や会議などの新しい生活様式が市民生活に浸透しつつあるのではないかと思います。とりわけ、新型コロナウイルスの影響で自宅で過ごす時間が長くなり、生活におけるデジタル活用が大きく進み、総務省のデータによると、インターネット通信量が3月以降、平日の昼間で2割から3割増加したとされており、新しい生活様式が定着することで以前の水準に戻ることはない想定されています。十分な通信環境の対策が求められています。

そこで、最初の質問として、市内の光ファイバーの整備率はどれぐらいか。とりわけ、市からの補助を受け平成20年からCCNetが開局しているが、カバー率は現在どれぐらいかを、まず質問

をいたします。

**○副議長（瀬川治男君）**

ただいまの質問についての答弁を企画部長に求めます。

企画部長 洞口博行君。

**○企画部長（洞口博行君）**

それでは、お答えいたします。

まず、1つ目の市内の光ファイバーの整備率につきましては、総務省が公表しております平成30年度末の光ファイバー整備状況によりますと、本巢市のF T T H利用可能世帯率は89.98%となっております。本巢市の北部地域以外は、全て光ファイバーが整備されている状況でございます。

今申しましたF T T Hとは、Fiber To The Homeの略称でございます。家庭向けの光ファイバー通信の構成を意味しておりまして、各家庭まで光ファイバーケーブルがつながっております光回線方式のことを指すものでございます。

次に、C C N e tのカバー率についてでございますが、議員御質問のとおり、C C N e tにつきましては、平成20年4月からケーブルテレビやインターネットなどのサービスを開始しておりまして、現在では、根尾地域の冬季期間中に閉鎖をされる地区と真正地域の海老地区の一部を除きます市内のほぼ全ての地域でサービスを提供しているところでございます。

ただし、C C N e tのインターネットサービスにつきましては、サービスを開始しました当時、主流でありましたハイブリッド・ファイバー・コアキシャル方式、略しましてH F C方式と言いますが、ケーブル局から幹線部分を光ファイバー網で構築し、途中から同軸ケーブルで各家庭まで線を引き込む方式でありまして、F T T H方式に比べると通信速度が遅くなるということでございます。そのため、総務省が進める光ファイバーの整備率につきましては、このH F C方式が含まれていないため、C C N e tではカバーができていないというような状況でございます。

**○副議長（瀬川治男君）**

大西徳三郎君。

**○16番（大西徳三郎君）**

続きまして、2番目の未整備地域への整備促進をどのように考えているのかを質問をいたします。

**○副議長（瀬川治男君）**

ただいまの質問についての答弁を企画部長に求めます。

企画部長 洞口博行君。

**○企画部長（洞口博行君）**

それでは、お答えをさせていただきます。

市内のインターネットの環境整備につきましては、平成20年4月にC C N e tによるインターネットサービスの提供が開始されたことで、市内のほぼ全ての地域でインターネットの通信環境は整っております。

しかし、その後のインターネットの高速化やテレビの高画質化に伴いまして、伝送容量が大きい

光回線方式のニーズが高まったことで、民間事業者による光ファイバーの整備が進められ、本市におきましても、民間事業者による整備を基本に、南部地域におきましては光回線が整備されている状況でございますが、北部地域は未整備地域となっております、民間事業者による自主整備が見込めない状況でございました。

しかし、このたび、市内のほぼ全域にインターネットサービスを提供しておりますCCNetにおきまして、これまでのHFC方式から光回線方式へ整備する方針が決定され、来年度から順次サービスを開始できるよう、現在、整備に向けた準備を進められているとのことでございます。

市におきましても、それまでの間、補助制度の紹介や必要となる中継局の整備に向けた協議を重ねるなど、整備促進に努めてきたところでございます。

その結果といたしまして、市内のほぼ全域が光回線になるとともに、これまでサービスの提供がされておりました真正地域の海老地区の一部におきましても、ケーブルテレビとインターネットの供用が開始できる見込みとなったところでございます。

市といたしましては、CCNetによる整備がスムーズに行えるよう、今後も整備促進に向けて協力をしてまいりたいというふうに考えております。

〔16番議員挙手〕

○副議長（瀬川治男君）

大西徳三郎君。

○16番（大西徳三郎君）

ありがとうございました。

今、部長のほうから、2点にわたってお答えをいただきました。

今回、特に、今、部長の話からありましたように、我々真正地域に住んでおりますので、海老地域も近くということで、海老地域の特に根尾川の向こう、根尾川の西に飛び地というかがありまして、その地域は未整備であったということでもあります。

海老地域の自治会長さんにこの話を事前にお話をしておりました。海老地域におきましては、飛び地であると、川向こうであるということで、なかなか皆さんと同じようなことが、ある面ではあるというようなことで、その面ではそれは仕方ないといえば仕方ないという話になるかも分かりませんが、そんな海老の地域としても、例えば自治会としての放送をかけてやっても、やっぱり川の向こうまで届かないことがあったりなんかして、そういうときは、事前に班長さんに連絡してするという話でありますけど、どうしても同じような伝達ができないという、皆さん、お知らせができないということで、海老自治会そのものも、自治会長さんも非常にその面では、何とか皆さんと一緒にという話がありましたけど、今回、CCNetさんが、新しく今でいう5Gまで適用できる、そういう光ケーブルに張り替えられるということで、今年に入ってそんな話を聞きまして、この4月に入ってから、CCNetさんの関係者と洞口部長も含めて話合いというか、説明を受けました。

そのときにおきまして、いろんなことを大変ありがたい話をお聞きするわけですけど、一番問題は、光ケーブルを根尾川の向こうへどうやって通すのかと。無線で飛ばすわけにはいきませんので、

ケーブルですので、どうやって飛ばすのかという話でありますけど、あそこに根尾川に橋が渡っておりますので、海老のすぐのところには新大橋がありますけど、新大橋を通すのかというと、そうではないということで、難しい言葉で言うと、橋梁添架管路という管路が新大橋にはついていないと。その管路の中にケーブルを入れて橋の向こうまで通すと。根尾川を宙ぶらりんで通すわけにいきませんので、その管路にケーブルを通すという話です。新大橋にその管路がないということで、ならどうするかということで、その南の根尾川大橋、温井、ちょうど一番南が温井でありますけど、温井地域から根尾川大橋のその橋梁添架管路の管の中にケーブルを入れて、ずうっと大野町の道の駅、あそのすぐ西に信号がありますが、そこまで行って、そこからずうっと上へ上って海老の一部の十六、七軒のその地域のところへケーブルを通すわけです。

その間4キロを、ただその地域だけに通してくれるということで、大変その話を聞いて、CCNetさんも民間企業ですので、そこまでやってくれるのかということで、今回、本巢から補助金は出ませんので、CCNetさんが自前で、CCNetさんの度量でそれはやっていただけるということで、大変そのことで本当に感謝もし、本当にありがたいなと思っております。

そんなことで、自治会長さんにもその話をしたら、本当に大変ありがたい話やなということで、一つでも地域として困っておった悩んでおったことが解決できる、皆さんと同じようなことが整うということで、海老の自治会長も喜んでおるような次第であります。

なかなか行政サービスをそこまで全て一緒にしようということとはなかなか難しいことで、物理的にも当然できないことであります。あの地域におきましては、水道なんかは、あその開発業者が大きい井戸を掘りまして、そこで水を賄っておると。それを皆さんが管理しておるわけですけど、そんなこともやりながらといっても、電話なんかは大野のほうから来ておると。電話の番号もそうですけど、そんなことで、なかなか一緒のようで一緒でない。そのことがずうっとあの地域にありまして、今回CCNetさんがこのようにやっていただけるということで、本当に地域の皆さんも一つ安心できたな、クリアできたなと、そんな思いがあるということで、本当に感謝を申し上げたいなと思っております。

そのCCNetさんの会議の中でまた話が出てきまして、次3番に移るわけですけど、CCNetさんは地域密着企業として、本巢の行政、議会情報や市民のいろんな活動や行事などを発信しています。今回の工事計画に同社が本市の情報を発信するチャンネルを新たにつくり、ライブカメラで捉えた交通量の多い道路や河川の状況などをリアルタイムで放送するとあります。本市としても大変ありがたいことでよいことであろうと思います。また、このようなことにつきましては、どのように協力または支援するのかを総務部長にお聞きをいたします。

**○副議長（瀬川治男君）**

ただいまの質問についての答弁を総務部長に求めます。

総務部長 畑中和徳君。

**○総務部長（畑中和徳君）**

このたび、中部ケーブルネットワーク様より、市民の安全、安心な暮らしの実現と市民生活の利

便性の向上等を推進することを目的といたしました防災情報や行政情報等を発信する情報チャンネル「安全・安心123チャンネル」の開設につきまして、御提案がございました。

この御提案内容でございますが、市内の気象情報や防災情報、行政からのお知らせのほか、道路や河川の状況をライブ映像で確認できる新たなチャンネルを開設するものでございます。

こうした提案につきましては、市民の防災意識の向上や安全、安心のまちづくりを図る上で、極めて有効であると考えておりますことから、行政情報、地域情報等の発信に関する連携協定を10月2日に締結予定でございますが、締結いたしまして、事業を進めていくこととしております。

これらに対する市の協力支援といたしましては、現在、河川の水位状況や道路の渋滞状況などを確認するカメラの設置箇所を選定し、現地の詳細確認や調整を行っているところでございます。今後につきましても、他団体による既設のカメラ、国交省の越美砂防、あるいは県等のライブカメラがございましたが、こうしたものの利用や、占用許可申請などの行政手続に関する調整につきましても協力をしてまいりたいというふうに考えております。

なお、当該カメラ等の設置、維持管理費や、チャンネル放送に係る費用につきましては、CCNet様が負担していただけるということでございますし、本チャンネルの開設は令和3年7月を予定しております。

また、発信する行政情報の内容につきましても、しっかりとCCNetさんと連携をいたしまして、市民の皆様により有意義な情報を提供できるよう、引き続き協力をしてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

[16番議員挙手]

○副議長（瀬川治男君）

大西徳三郎君。

○16番（大西徳三郎君）

全てCCNetさんにおんぶにだっこじゃありませんけど、そんな話かなと今、思っております。

CCNetさんとしては、カメラを10台ほどというような話を聞きましたけれども、数字というか、台数はどのぐらいか、まずその点をお聞きし、それで足らなかったら市がもっと持ち出ししてもつけるのかというようなことも含めて、また再質問をしたいと思います。

○副議長（瀬川治男君）

ただいまの再質問についての答弁を総務部長に求めます。

総務部長 畑中和徳君。

○総務部長（畑中和徳君）

台数につきましては、今、議員が申されました10台から15台だということでございますし、現在、先ほど申しましたように他団体等が設置しておるカメラ、こういうのもございますので、こうしたものも含めまして、それも併せて放送できるようなところにつきまして、市と関係機関で調整を図っていくというふうに考えております。以上です。

[16番議員挙手]

○副議長（瀬川治男君）

大西徳三郎君。

○16番（大西徳三郎君）

何遍も言いますけど、大変ありがたいことの連続でありますけど、市としてはほとんど予算も支出というか、市は何も負担しなくてもできるかなという話なんです。そんなことで、これから協議していただければいいんですけど、市としてももっと積極的に、とにもかくにも防災目的でつけられるカメラでありましょうし、防犯ということになると監視社会になってしまいますので、防犯までは、ちょっとそこまではやっては駄目かも分かりませんが、あくまでも防災ということで、もっと積極的に市が関与できる、市がお金を使ってでもできるような、そういう意気込みを持って行っていただければ大変ありがたいかなと思います。これはこれで質問を終わりたいと思います。

続きまして、2番目といたしまして、地域防災計画についてであります。

本年7月豪雨は、熊本県を中心に九州や中部地方など日本各地で発生した集中豪雨であり、岐阜県でも下呂市萩原町の飛騨川、加茂郡白川町の白川、美濃市立花の長良川など、県内6河川8か所の氾濫が発生、高山市、瑞浪市など5か所で土石流や崖崩れなど土砂災害も起こっています。本市においても河川の増水、堤防の決壊、土石流や崖崩れなどによる甚大な被害がいつ発生するか分からない状況であります。

本年は、東海豪雨から20年の節目の年でもあり、豪雨に対する備えと、いつ来てもおかしくない南海トラフ巨大地震などの災害に対する備えも重要であります。

地域防災計画は、起こった災害の検証等を踏まえ、逐次改正され、関係機関及び市民に周知されなければならない。平成29年10月以降に修正されていないと思っております。

そこで、最初の質問でありますけど、コロナ禍中の避難対策に当たって、人が1か所に密集するのではなく、避難所以外の場所への避難などの感染防止に配慮した避難対策などの見直しも含め、本市地域防災計画の見直しの考え、また課題や方向性、時期等についてをお尋ねいたします。

○副議長（瀬川治男君）

ただいまの質問についての答弁を総務部長に求めます。

総務部長 畑中和徳君。

○総務部長（畑中和徳君）

それでは、地域防災計画の見直しについてお答えをさせていただきます。

本市の地域防災計画につきましては、県の地域防災計画との整合性を図るため、県計画の修正に合わせて見直しをすることとしております。

県の地域防災計画は、本年5月に修正されておりました、主な修正内容といたしましては、南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応、あるいは感染症を想定した避難所環境の整備促進等がございます。これを受けまして、県計画の修正内容を踏まえ、避難場運営マニュアルに基づく感染症予防対策を講ずる旨をも追記するなど、本市の地域防災計画を本年度、防災会議にお諮りしまして、修正をしてみたいというふうに考えております。

なお、避難所運営マニュアルにつきましては、本年5月に改定いたしまして、新型コロナウイルス感染症対策編に追記しており、避難所を開設する際には、このマニュアルに基づき対応することとしております。

この改定いたしましたマニュアルを基に、6月に岐阜県と合同で避難所の開設訓練、あるいは8月の市の総合防災訓練におきまして、こうした避難所の開設訓練を実施したところでございます。以上でございます。

[16番議員挙手]

**○副議長（瀬川治男君）**

大西徳三郎君。

**○16番（大西徳三郎君）**

災害ということは、本当にいつ来るか分からないということで、台風10号もこの前来たばかりで、九州も大変な思いでありましたし、結構この岐阜県にも相当な雨が降ったということでもあります。それこそ、県の防災計画に従って、本市も防災計画をつくっていくということでもあります。毎日毎日というわけではありませんけど、いつどのような形で災害が起こってくるか分からないということで、先ほども言いましたように、災害の検証を踏まえて逐次改正をしていくのが必要ではないか。本年に防災会議を開くということでもありますけど、防災会議も最近あまり開いていないように聞いております。やっぱり防災会議を開いて、そこで防災計画がつくられるのではないかと考えておりますけど、そんなことで、十分にその辺を踏まえて対応をしていただきたいなと思っております。

続きまして2番目として、関係機関、自主防災組織、事業者との役割分担と、地域連携の強化についての現状と今後の展望についてをお聞きいたします。

**○副議長（瀬川治男君）**

ただいまの質問についての答弁を総務部長に求めます。

総務部長 畑中和徳君。

**○総務部長（畑中和徳君）**

それでは、関係機関との役割分担と地域連携についてお答えをさせていただきます。

ここ数年、これまでの想定を超える災害が多発しておりまして、従来の行政による対策には限界がございますことから、防災対策は、自分の命は自分で守る自助と、地域の安全は地域で守る、こうした共助が最も重要であると考えております。

この共助には、関係機関の役割や地域連携が不可欠でございますことから、自治会単位での自主防災組織を設置していただき、地域防災力の強化を図り、迅速に対応していただくための資機材の整備や防災士の育成など、自主防災組織活性化補助金等の支援を現在させていただいているところでございます。

また、民間企業におきましても、敷地や建物を利用した避難所の提供や、生活物資の調達及び供給など、行政における公助の限界をカバーする組織や事業者として、災害応援協定を締結していただきまして、役割を担っていただいているというふうに考えております。

災害時には、自主防災組織による人とのつながりや、コミュニティー機能を最大限に活用するとともに、民間企業の関係機関との連携強化、いわゆる共助が災害時に最も強い地域社会を構築するものでありますことから、引き続き、自主防災組織の育成や関係機関との連携強化を図ってまいりたいというふうに考えております。

[16番議員挙手]

○副議長（瀬川治男君）

大西徳三郎君。

○16番（大西徳三郎君）

ありがとうございました。

続いて、3番目に行きます。

災害が起きるたびに報道されておりますのが、運動場とか公園、広場、駐車場及び道路脇に、瓦礫や災害ごみがあふれる映像であります。災害廃棄物の仮置場など災害ごみ処理の計画は、防災計画にどのように反映され、位置づけられるかをお聞きいたします。

○副議長（瀬川治男君）

ただいまの質問についての答弁を総務部長に求めます。

総務部長 畑中和徳君。

○総務部長（畑中和徳君）

それでは、災害ごみの関係についてお答えさせていただきます。

災害時には、瓦礫や災害ごみに加えまして、避難所のごみや仮設トイレ等のし尿を処理する必要があるとございます。このような災害ごみの処理につきましては、地域防災計画に規定をしております、災害廃棄物処理計画を策定しております。この災害廃棄物処理計画につきましては、災害時の廃棄物の適正かつ迅速に行えるよう平成24年3月に策定しております、その改定を平成31年3月に改定したところでございます。こうした災害ごみにつきましては、この計画に基づきまして処理することとしております。

災害廃棄物の処理計画の概要といたしましては、災害発生後の市民の生活環境を保つため、災害廃棄物を迅速かつ適正に処理するための基本方針や処理スケジュール、協力体制などが示されているところでございます。

なお、議員が御指摘されております瓦礫や災害ごみの仮置場といたしましては、糸貫川スタジアムや本巣総合運動場のほかに6か所を候補地としておりまして、災害廃棄物の種類別に本巣市の一般廃棄物処理施設をはじめ、周辺市町村や廃棄物処理業者、リサイクル業者等の処理施設を確保いたしまして、迅速な処理を開始することで、仮置場の有効活用や環境負荷を低減することを図ることとしております。

なお、他市町村や民間業者への処理委託の要請が困難な場合には、県に対しまして調整を要請するとともに、災害廃棄物処理の事務委託につきましても検討することとしております。以上でございます。

○副議長（瀬川治男君）

大西徳三郎君。

○16番（大西徳三郎君）

ありがとうございました。

この防災ということについては、幾ら話しても、また幾らお答えをいただいても、いざ大災害が起きたら本当に飛んでしまうようなことかも分かりません。熊本のあれなんか見ておると、本当にいろんなこと、多分いろんな計画をし、また防災も整えておられたんでしょうけど、そんなことも吹っ飛ばすような感じで、あのような大水害というか、あのような映像を見ると本当に悲しくなるというか、どうしようもない状況かなど。しかし、そのような起きることは自然のことでもありますので、それは仕方がないかも分かりませんが、少なくとも備えだけはしっかりやっていただきたいなど。防災計画をしっかり立てて、市民に周知をしていただいて、市民の安全、安心ということで、よろしくお願いをしたいと思います。

それでは、これで終わりたいと思います。ありがとうございました。

○副議長（瀬川治男君）

ここで暫時休憩といたします。

午後1時から再開したいと思いますので、よろしくお願ひします。

午前11時26分 休憩

---

午後1時01分 再開

○議長（鐔本規之君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいまの出席議員数は15名であり、定足数に達しております。

休憩前に引き続き、一般質問を行います。

1番 高橋勇樹君の発言を許します。

高橋議員。

○1番（高橋勇樹君）

ただいま議長からお許しをいただきましたので、通告に従い4つの項目、4点の質問をさせていただきます。

約1年半ぶりにこの一般質問に参加させていただきます。ですので、お手柔らかなによりしくお願ひしたいと思います。

また、今コロナ禍という中で、特に若者が大分感染率が高いということで、一応若者の部類に入りますので、マスクを着用して発言させていただきます。聞きづらい方がいらっしゃいましたら、手を挙げていただければ、もう少しボリュームを上げてお話しします。よろしくお願ひします。

それでは、早速質問に入らせていただきたいと思います。

1 項目め、警報・注意報の発令地域細分化についてお聞きします。

この質問は、平成30年第3回本巢市議会一般質問でも同じ質問をさせていただきました。改めて細分化の必要性を述べさせていただいた後に、前回の回答から進捗状況をお聞きしたいと思います。

まず、本巢市は全長43キロという南北に長く、標高も北部と南部とでは高低差があるまちです。ですので、気温、気候が違うのは当たり前ですが、そもそも山間地域と平野地域では、発生する災害の種類も変わってくるはずです。ですので、本来であれば、警報・注意報の発令は分けることが適切であります。

昨年、一昨年、そして今年も大雨による警報が発令されました。その後、土砂災害警戒地域として、本巢市全域に警報が発令されました。そのときも土砂災害の可能性がない小・中学校区においても警報発令に伴い、休校となりました。しかし、同日、近隣の市町であります北方町、瑞穂市では、学校は通常どおり行われておりました。

細分化されていけば、地域によっては休校にならず、子どもたちの学習の遅れの回避や保護者の負担が軽減されます。近年、核家族化が進み、共働きの夫婦が増えていること、そして独り親世帯にとっても仕事を急に休むことは、家計を揺るがしかねないことにつながります。

15年、20年前と比べて、子育て世帯は、身近に急遽子どもを預けることのできる実家や親族が住んでいるという環境ではなくなってきました。そんな家庭にも優しい本巢市であるために、子育て世帯への子育ての苦労を軽減する措置としても、警報・注意報の発令地域の細分化は必要だと考えます。

平成30年第3回本巢市議会一般質問の際に、市長に気象情報発生エリアの細分化には至っておらず、引き続き県と連携し、気象情報発表エリアの細分化について要望していくと市長から答弁をいただきました。その後、進捗がどうなっているか、教えていただければと思います。

続いて、2項目めの質問に入らせていただきたいと思います。

2項目めは、休校・休園になる際の給食についてお聞きします。前項の質問にも関連づくことでございますが、災害の警報や予期せぬ事態により、急遽休校・休園になることは多々ございます。それに伴い、本巢市の給食センターで用意していた食材のロスや給食として出来上がったもののロスが発生しています。現に今年に入り、警報発令に伴い、給食センターで多くの食品ロスがあったとお聞きしております。

現在、日本では食品ロス削減推進法が制定され、飲食関係のサービス業や小売業などの数多くの業者が食品ロス削減国民運動を実施しております。お手本となるべき行政が食品ロスをしてはいけません。そこで、今後、本巢市の給食のロスをどのように削減していくか、教育委員会事務局長にお聞きします。

続いて、3項目めの質問に入らせていただきます。

3項目めは、学校での新型コロナウイルス対策の今後について質問します。

現在、市内小・中学校だけでなく、幼稚園や市運営の施設では、3月から新型コロナウイルス対策としてマスクの着用での入館や登校を呼びかけたり、体温を測ったり、消毒をしたりと対策をさ

れてきました。学校が再開してからもこれらを徹底され、校内の除菌作業も毎日、職員の方々だけでなく、先ほど教育長の答弁にもありました地域の方々も作業にボランティアとして参加され、今も継続している小学校もございます。

このことから、今でも継続されてやっている、またその前からもやられている方々、職員の方も含めて、子どもたちへの愛を感じますし、感謝をお伝えできればと思います。

しかし、いつまでもボランティアの方々に頼り続けることは望ましくありません。実は、私と堀部議員は7月の後半、夏休みに入るまで、糸貫中学校の夕方の除菌作業に参加させていただきました。そのときも作業している中で分かりましたけれども、非常に大変な作業でありました。そういったことから、いつまでもボランティアの方が続けてやっていくとなると、かなり苦労がたまってきてしまうじゃないかなと思います。ですので、近年は岐阜県内でも感染者が減少したこともあり、対策が少し緩和されてきました。ただ、今回は学校にポイントを絞り、今後の学校の新型コロナウイルス対策について、教育委員会事務局長にお聞きします。

そして、最後の質問になります。最後は、学校プールの在り方についてお聞きします。

学校プールは、昭和39年の東京オリンピックに伴い、スポーツ振興法が制定され、急速に1学校に1プールという考えが広がりました。少し古いデータにはなりますが、平成19年の文部科学白書によりますと、全国で3万2,797小学校の約82%の2万7,052校にプールが整備されたと記載されています。

しかし、近年、人口減少や少子高齢化により、全国的に策定が進む公共施設等総合管理計画の中で、箱物と位置づけされる役半数を占める学校施設等の統廃合が避けては通れない課題がある中で、既存施設の有効利用が求められ、施設一つ一つの在り方も見直されていく時期がやっています。

公共施設インフラマネジメントの必要性の啓発活動、実践手法の研究、普及に取り組んでいる東洋大学PPP研究センターの報告によりますと、学校プールについては3つの問題点があると記載されています。

その3つの問題点の1点目は、年間を通しての稼働率が非常に低いことです。

6月の中旬から下旬にかけてプール開きがされ、9月は中旬でプールの授業が終わり、年間の4分の1程度の稼働率と言えます。そして、雨の日や、最近ですと気候が35度を超す日も少なくないことからプール授業が中止されるというような傾向があります。昨年と今年、子どもたちは何度学校のプールを利用したでしょうか。

今年に限っては、コロナ禍ということでプールの利用はありませんでしたが、昨年のデータを取らせていただきまして、市内の小・中学校をランダムで僕が選定しましてお調べしました。そうしますと、とある中学校では、昨年、年間17日間の実施を予定しておりました。そして、猛暑日や雨天のため5日間が中止となり、12日間しか実施されませんでした。時間によると、31時間しかそのプールを使っていないということになりました。そして、とある小学校のおきましては昨年11日間授業で使い、8日間を夏休みのプールの開放という形で合計19日間利用したとお聞きしました。

このことから、年間の日数が365日だと設定した場合、日数でのプールの稼働率は5%前後と

なり、先ほどの中学校の実績で時間に換算すると、年間0.3%の稼働となります。このことから、稼働率はかなり低いと言えます。

続いて、問題点の2点目でございます。

2点目は、学習指導要領の水泳の時間が不明確であるということです。

岐阜県では、年間8から10時間水泳の授業がありますが、これも各自治体ごとの取決めですので、明確には定まっていないというところも一つの問題点だと言われております。

そして3点目、3点目は教員の水泳指導資格が未整備であるという点です。実際に小学校の教員採用試験におきましては、岐阜県は既に水泳実技の試験を廃止しています。これらの問題から、学校プールの今後の在り方を考えなければならないと私は思います。

全国では既に取り組んでいる自治体もあり、広島県のとあるまちでは、町営プールを利用して活用している。また、千葉県の佐倉市では民間プールと提携し、水泳授業を行っています。身近な例でいきますと、岐阜県内は羽島市が市内2校の小学校の水泳授業を民間のスイミングスクールに委託し、将来的には、市内全学校の水泳授業を委託していくというような検討も行われています。

これらの事例から、本巣市でも人口減少、少子高齢化が進む中で、公共施設を精査し、有効活用していかなければなりません。校外のプールを利用するに当たっては、児童の送迎バスや指導員の委託費など今までかからなかった費用が発生しますが、プールの維持管理、利用コストと比較してもコストダウンは見込めます。

本巣市には、市営プールのほか健康増進の屋内プールがありますし、近隣市町にも利用できる屋内プールがあることから、本巣市でも実現可能かと考えます。最も活用されない、されていない公共施設の一つとして、公共施設マネジメントの観点から、1学校1プールについては、今後は施設の更新時期を一つの目安にして、例えば現在不足していると言われる学校の保護者の方が止めるような駐車場ですとか、お隣岐阜市におきましては、そういう駐車場だけではなくて、放課後児童クラブの建物にしたりとか、そういった考えがございます。今後は、敷地の多様と転換を含めた抜本的改革が必要だと問題定義をさせていただきたいと思いますが、教育委員会事務局長のお考えをお尋ねしたいと思います。

この質問からは、決して水泳という授業が必要ではないというわけではなくて、これはあくまでも公共施設の稼働率とかマネジメントという観点から御質問させていただきます。よろしくお願ひします。

**○議長（鐺本規之君）**

1項目めの質問についての答弁を藤原市長に求めます。

藤原市長。

**○市長（藤原 勉君）**

それでは、警報・注意報の発令地域の細分化につきましての御質問の答えを申し上げます。

市の地理的特性によります防災気象情報発表エリアの細分化につきましては、先ほど御質問もあ

りましたように、平成30年第3回市議会定例会におきまして答弁を申し上げて以降、平成31年3月8日に同様の発令地域細分化を要望する県内5市とともに、岐阜地方気象台長宛に要望書を提出させていただいております。

この細分化につきましては、各自治体における住民の避難行動に結びつく、真に実効性のある方策かどうかを検討するため、自治体及び気象台と気象庁との調整に時間を要し、気象庁の内諾までおおむね3年必要というふうにされております。

市といたしましては、細分化することにより地域ごとの降雨状況や土砂災害警戒判断メッシュ情報を踏まえた防災気象情報が発表されることで、市民へのよりの確な避難情報の伝達につながり、その結果、市民の安全・安心の確保につながるものと考えておりますことから、今後も引き続き発令地域の細分化に向けて要望を行っていききたいというふうに考えております。

このように、現在の発令地域の細分化に向けた取組はこんな状況ではございますが、本市と同じような地理的特性を持ちます県内の大垣市、高山市におきましては、既に警報発令の種類によりまして、学校の休校を市の一律ではなくて、学校区単位で判断しているということの情報もいただいておりますから、本市におきましても、こうした判断ができる体制づくりを検討していきたいというふうに考えております。

具体的にはどういうことかと申しますと、まず警報発表時において、学校区単位での休校判断を行うと。このためには、学校区ごとの災害リスクを洪水ハザードマップ等によりまして再認識するという、また当該警報の影響範囲を特定するとともに、当該学校区の大雨などによります危険度の有無を確実に判断できなければなりません。さらに、そのことを学校関係者、保護者を含む市民の方々が共通認識として理解できる環境整備も必要となってまいります。

こうした判断に当たりまして、近年、気象庁のデータ解析の進歩によりまして、気象警報発表時にはホームページ上から今後の雨の予測、土砂災害及び浸水害の危険度分布、洪水の危険度分布などの地図情報から市内の危険度分布を確認することができるようになりました。

今後の休校判断に当たっては、これらの気象庁からの情報を総合的に判断するとともに、気象台への確認により、警報発表時においても確実に安全の確保が確認できる場合においてのみ、学校区単位での休校判断が行えるよう、今後、検討を進めていきたいというふうに考えております。

#### ○議長（鰐本規之君）

2項目めから4項目めまでの質問についての答弁を青山教育委員会事務局長に求めます。

青山教育委員会事務局長。

#### ○教育委員会事務局長（青山英治君）

それでは、2項目めの休校・休園になる際の給食についてお答えいたします。

気象警報発表の可能性が想定される場合、子どもたちの命を守ることを最優先に、登校・登園の可否を判断するとともに、給食提供の可否についても検討しております。判断が遅くなると、子どもたちへの危険が高まると同時に、給食提供中止による食品ロスが生じてしまうため、平成28年度からはその対応を改革し、関係者による対応会議を設立し、即時に判断する体制とし、給食につ

いては、遅くとも警報発表が想定される前日までにはその可否を判断するようにしております。これにより、以前に比べ食品ロスほぼ解消している状況でございます。

休校・休園の判断材料として、積極的かつ詳細に気象情報を収集し、さらには警報発表の可能性をより早く知るため、岐阜地方気象台とも直接連絡を取り合い、早期に情報を得て判断に生かしております。

昨年度は、給食中止に伴う食品ロスはゼロで、今年度は、現在まで大雨警報の発表により、7月の上旬でございますが、4日間の臨時休業を行い、4日とも前日には給食の提供を中止する決定をし、食品ロスは最低限のものにとどめられております。

本巣市の特色は、こうした対応会議での早期の検討、決定と、数日前から事前に納入されてしまっている食材を後日の献立で活用できるよう栄養教諭が献立を変更する工夫や努力があることです。給食提供中止を決定し、警報が出なかった場合は、家庭にお弁当を準備していただく御負担をおかけすることとなりますが、命を守り、食品ロスを減らすために御家庭にも御理解・御協力をお願いしてまいりたいと考えております。

続きまして、3点目の今後の新型コロナウイルス感染症対策についてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症対策につきましては、国や県の指針やガイドラインを踏まえ、3密を避けることやマスクの着用、手洗いや手指消毒の徹底など子どもたちの命や安全を守り抜くために様々な対策を講じております。

また、早朝各家庭で検温や詳細な体調のチェックを行い、症状があれば登校せず、自宅での休養を徹底しております。さらには、登校してすぐ、増設された手洗い場などで手洗いや手指消毒を済ませ、健康カードや目視で体調を確かめた上で、健康な場合は教室へ、そこでの体調不良者は非接触型の体温計で検温し、あらかじめ準備した第2保健室などへ別ルートで移動できるよう分離動線を工夫しております。

室内では、サーキュレーターも使いながら、常に2方向換気を行い、トイレは手洗い用蛇口をセンサー式にしたり、その他の手洗い場についてはレバー式に変えたりする施工を進めるとともに、教職員のほか地域の方々の御協力により、全ての校内において消毒を行うなどの衛生管理の徹底に努めております。

子どもたちには、新型コロナウイルスへの正しい理解と安全な行動を指導しており、何よりも子ども自身が年齢に応じて、自分の安全や健康を自分で守る力を身につけることが大切だと考えております。

感染予防については、これまでも様々な対策を行ってきましたが、今後もそれを継続してまいりたいと思っております。先般、県の指導もあり、校内での消毒については、これまで1日に2回ということでしたが、1日1回ということ負担の軽減が図られるという状況でございます。

いずれにいたしましても、子どもたちにとって学校が安心できる場所となるよう、感染症対策責任者である校長を中心に、全校職員で子どもたちの心身の健康を守り抜く教育に努めてまいります。

4点目の学校プールの在り方についてお答えいたします。

小・中学校における水泳の学習は、全学年で指導する内容であり、潜る、浮く、長く泳ぐ、早く泳ぐなど学年に応じた目標が学習指導要領に示されている欠かせない学習活動でございます。また、水泳の学習は、水難事故から命を守るために必要なものであり、泳げるようになったということは大きな喜びでもあり、この時間は十分確保していかなければならないと捉えております。

今年度、本市の小・中学校のプールは、新型コロナウイルス感染症対策により実施しておりませんが、例年は小・中学校では、6月上旬から1クラス約10時間の水泳の授業を実施しております。さらに、小学校では夏休み期間中のプール開放においても学校プールを活用しておりますので、一概にプールをなくすというのは難しいことではございます。

このような中、平成29年度から楽しく豊かな水泳体験を泳ぐのが苦手な子どもの指導のために、市内の全ての小学校の4年生から6年生を対象に、市内スイミングスクールの協力を得て、糸貫川プールを活用した水泳教室を実施しております。

議員の御質問にありました施設のマネジメントの観点からという御質問でございますが、今後、学校プールの使用につきましては、民間施設の活用も一つの選択肢としながらも、施設の老朽化などの問題や火災時における防火水槽の役割でもあることなどを踏まえて慎重に検討し、総合的な判断が必要になると考えております。以上でございます。

〔1番議員挙手〕

○議長（鐔本規之君）

高橋議員。

○1番（高橋勇樹君）

ありがとうございました。

再質問ということでもないですし、最後提案をさせていただいて、終わらせていただきたいと思っております。

3項目めの新型コロナウイルスの今後の対策というところで、今、日本で蔓延していて、数多くの業者が対策の商品とかそういったものを出してきています。今後のウイルス対策としては、手指消毒やこういったエチケットマスクの着用、人の手で除菌作業をしていくということがありますが、空間ごと除菌できるオゾン発生器ですとか、こういう上にもあります電球を替えるだけでできる光触媒でウイルスを除去していくなど数多くの除菌対策が今出てきています。人の手で除菌作業をするというよりかは、勝手に除菌作業していけるというような空間除菌がこれから求められていくと私は思っております。既に、これらを導入している市町村もありますし、企業も既にあります。そういったことから、ぜひぜひそういった人の手を極力使わないような除菌対策を私は願うばかりでございます。

そういったことを含めて、いろいろ質問をさせていただきましたが、今回の質問はこれにて終わらせていただきたいと思っております。ありがとうございました。

○議長（鐔本規之君）

続きまして、2番 今枝和子君の発言を許します。

## ○2番（今枝和子君）

全国的には、いまだ終息の見通しがつかない新型コロナウイルス感染症ですが、岐阜県におきましては感染拡大が少し落ち着いてきたことから、第2波非常事態は解除をされました。とはいっても、感染者数の推移が気になる日々は、今でも続いております。また、これから冬に向けての第3波などの心配の声も聞こえてくるところではございますが、当面のウイズコロナの暮らしの側面からと、市民相談、問合せをいただきましたことを今回は通告に従いまして質問させていただきます。まず初めに、子どもの定期予防接種についてお尋ねいたします。

子どもの定期予防接種には、肺炎球菌やB型肝炎、麻疹、結核など13疾病に対するワクチンがあります。これらの病気は、呼吸困難になったり脳炎になったりして死に至ることもあるため油断はできません。また、予防接種のタイミングは感染症にかかりやすい年齢などを基に決められております。

しかし、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、これらの予防接種を控える動きが全国的には見られるそうです。外出自粛に加え、医療機関に行くことによる感染への不安が背景にあるようですが、適切な接種時期から遅ればそれだけ子どもが病気にかかるリスクも大きくなり、小児科医からは懸念の声が上がっております。

定期接種は、定められた対象期間に受ければ公費負担ですが、期限を過ぎると任意接種の扱いとなり、全額自己負担となってしまいます。そうなってしまうと、中には接種そのものを諦めてしまう事例もあるかもしれません。

本来、ワクチンで予防できる感染症にかかるリスクを回避するためにも、予防接種を控えることがないよう十分な情報発信と未接種の子どもへの対応が必要と考えます。

厚生労働省は、新型コロナ感染拡大を踏まえ、相当な理由があると自治体が判断した場合は、定期予防接種の期限延長を認めても差し支えないとしましたが、その判断は自治体に委ねております。予防接種は不要不急には当たらず、適切な時期に速やかに接種してほしいとは考えますが、本県市においてもそのような傾向にあるのかどうか。また、本市における情報発信と期限延長への対応をどのようにお考えか、お尋ねをいたします。

## ○議長（鐔本規之君）

ただいまの質問についての答弁を高橋健康福祉部長に求めます。

高橋健康福祉部長。

## ○健康福祉部長（高橋 誠君）

それでは、予防接種についてお答えさせていただきます。

予防接種法により、対象疾病、接種の対象者及び接種期間などが定められる定期接種とそれ以外の任意接種がございます。定期接種は市長村長が行うということがされておりますので、本市におきましては定期予防接種を適切な接種期間内に完了していただくために、赤ちゃん教室で予防接種ガイドを配付し、乳幼児の健診や教室、相談の場においてお子様の母子手帳を確認し、接種可能な期間内に終了できるよう未接種の予防接種について丁寧に説明をしているところでございます。

御質問の接種率につきましては、予防接種ごとに接種回数や開始年齢が異なるため、一律に接種率は出しておりませんが、接種の人数について令和元年度実施分とコロナ禍になってからの変化について御説明申し上げます。

生後2か月より開始するB型肝炎ワクチンで見ますと、平成31年4月から令和2年3月末までの接種人数は、1期初期1回目が178人、1期初回2回目が181人、追加接種が179人の接種がありました。令和元年度の出生数は178人ですので、その他の転出入にはございますが、ほぼ100%に近いお子様が接種しています。同じく生後2か月から接種を開始するヒブ感染症ですと、1期初期1回目が181人、1期初回2回目が185人、1期初回3回目が179人と追加接種206人が接種しております。

1歳になってから接種する麻疹風疹1期は207人、5歳の学年で接種する2期は250人が接種しております。

コロナ禍が始まり、緊急事態宣言が発出され、医療機関へ行くこと自体を自粛するムードが保護者の中からも見られ、令和2年3月、4月、5月は通常より接種人数が減少しておりましたが、緊急事態宣言が解除され、ウイズコロナの意識が広まるにつれ、予防接種の人数も例年どおりに戻ってまいりました。

厚生労働省及び岐阜県健康福祉部感染症対策推進課からも、コロナウイルス感染症に伴い、定期接種を控えないようにするなど着実な定期接種が実施されるよう、情報発信を含めた対応をする通知文書が出ていることから、本市におきましては、接種期間内に予防接種が完了できるよう保護者への働きかけを強化しているところであり、議員御質問の救済の期間延長につきましては、現段階では本市としては必要ないことではないかと考えております。以上でございます。

〔2番議員挙手〕

○議長（鰐本規之君）

今枝議員。

○2番（今枝和子君）

ありがとうございました。

本市においては、3月、4月、5月は減少したものの、緊急事態宣言後、例年どおりに戻っているということですので、安心をいたしました。

次に、ロタウイルスワクチンについてお尋ねいたします。

ロタウイルスは、感染力が強く、ほぼ全ての子どもが5歳までにかかることとされ、その症状は嘔吐、下痢、発熱などです。まれにロタウイルス胃腸炎と脳炎など重症化して死亡する例もあります。

公明党は、以前より定期接種化を政府に提言してまいりましたが、今年の10月からようやく定期接種となりました。定期接種の対象は、生後2か月からが接種に最適の時期ということから、今年の8月以降に生まれたお子さんとなります。接種費用が高額であるため、同じ令和2年生まれであるのに8月で線引きされてしまうことから、このコロナ禍、同じ学年となる8月以前に生まれた赤ちゃんにも遡って、何らかの措置をお願いできればと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を高橋健康福祉部長に求めます。

高橋健康福祉部長。

○健康福祉部長（高橋 誠君）

それでは、お答えさせていただきます。

ロタウイルスによる胃腸炎は、急速な嘔吐と水溶性の下痢便を頻回に排せつし、発熱が3割から5割程度の方が見られます。ロタウイルスの感染症により、世界では5歳未満の子どもが年間50万人死亡しているとされ、その80%以上が発展途上国でございます。

先進国では、死亡の実例は少ないですが、嘔吐、下痢を伴う脱水やけいれん、腎不全など脳症などの合併のため入院治療に至るケースがあります。重症急性胃腸炎で入院する原因としては、ロタウイルスが最も多いとされております。先進国、途上国を問わず、ワクチンを導入した国、地域では、ロタウイルス感染症は劇的に減少しています。

ロタウイルスワクチンには1価と5価があり、1価ワクチンは2回、5価ワクチンは3回の経口投与をいたします。ワクチンそのものが高額なため、その接種費用は1回1万円以上となっております。

今回、国、厚生労働省では、ロタウイルスワクチンにつきまして、令和2年10月から定期接種として開始されていることになっており、接種対象者は令和2年8月生まれ以降とされております。

議員が申されます8月以前に接種された方、自費での接種による方については、不公平感が生じるものではございますが、本市といたしましては、国、厚生労働省が示す基準日に対象者への接種を実施することを進めていると考えており、基準日以前の御家庭につきましては、問合せがありましたら御理解をいただけるよう説明してまいりたいと考えております。以上でございます。

〔2番議員挙手〕

○議長（鰐本規之君）

今枝議員。

○2番（今枝和子君）

ありがとうございました。

不公平感が生じるものではございますが、国の基準日からということで、とても残念です。私よりも7月31日に赤ちゃんを産んだお母さんが一番残念に思ってみえると思いますけれども、気を取り戻しまして、次の質問に移りたいと思います。

次に、新型コロナウイルス感染が拡大する中、小さなお子さんを持つ保護者の方々から、もし自分が感染したら子どもは誰にという不安を抱かれている声が多く届いております。近くに預けられる親類がいないことや感染したときの重症化リスクの高い祖父母には預けにくいといった理由が背景にあります。また、介護が必要な高齢者を抱えた方からも同様に自分が感染者、もしくは濃厚接触者となった場合、どうしたらいいのかという不安な声がございます。

このような場合、子どもや要介護者の一時預かりなどのサポート体制が本市ではどのような対応になっているのか、お尋ねいたします。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を高橋健康福祉部長に求めます。

高橋健康福祉部長。

○健康福祉部長（高橋 誠君）

それでは、お答えさせていただきます。

新型コロナウイルス感染拡大に伴い、親や介護者が感染または濃厚接触者となり、他の養育者や介護者がいない場合の子ども、要介護者の一時預かりの対策につきましては、現在コロナ禍におきましては十分に想定される問題であると認識しております。

子ども、要介護者がPCR検査で陰性であった場合や親や介護者の代わりに子ども、要介護者の養育、介護ができる親族などが誰もいない場合などが想定されると考えております。親と子どものケースでは、本件を所管する岐阜保健所へ問い合わせたところ、個々のケースにより状況が異なるため、一律の対応は決まっていないということですが、例えば親が陽性で子どもだけが陰性であっても、医師、保健所の判断により疑いがある場合は一緒に入院してもらうケースがあるとのことでした。

また、子どもセンターを所管する子ども家庭課に問い合わせたところ、岐阜保健所から連絡が入る場合が多いとされていますが、子どもが陰性であれば子ども相談センターにて一時保護をするとの回答をいただいているところでございます。

次に、介護者、要介護者のケースでは、高齢者または障がい者の在宅介護がこれに当たると思われます。こうした場合には、要介護者が陰性であれば、高齢者措置施設及び障がい者福祉サービス事業所への短期入所、ショートステイでございますが、での対応ができるところでございます。

いずれにいたしましても、新型コロナウイルス感染者、また濃厚接触者に関する個人情報については把握していないことから、親と子どものケースの場合、子ども家庭課と子ども相談センターとの調整によりまして子どもへの支援がされると伺っておりますし、高齢者、障がい者のケースでは、想定外のケースなどにつきましては、県から市に対して情報提供及び協力依頼等がありましたら、関係機関と連携を図りながら支援してまいりたいと考えております。以上でございます。

〔2番議員挙手〕

○議長（鰐本規之君）

今枝議員。

○2番（今枝和子君）

ありがとうございました。

子どもの場合も要介護者の場合も共に県や関係機関と連携を取って対応をしていただけるということですので、お声をいただいた皆様には安心していただけると思います。万が一のときには、対応をよろしく願いいたします。

次に、感染症予防や環境負荷低減でも注目される母乳育児についてお尋ねいたします。

東京大学医学博士の本郷寛子氏の著書にもありますが、母乳には免疫物質が多く含まれており、

赤ちゃんを感染症から守ったり、軽症で済ませたりする効果がございます。

災害時の避難所においては、母乳を飲む赤ちゃんの割合が多いほど感染症が広がりにくくなるだけでなく、清潔なお湯など限りある必要な資源を粉ミルクで育つ赤ちゃんのために十分使うことができ、その赤ちゃんの命を守ることもつながります。

また、母乳育児は感染症を予防するだけではありません。母乳で育った子どもは肥満や糖尿病などの慢性疾患になりにくいことも判明しております。さらに、製造、輸送、調乳が不要なため、環境負荷が少ないことも利点の一つで、SDGsの多くの項目達成に深く関わっております。ゆえに、平常時から母乳育児を支援することは、とても重要であると考えております。妊産婦健診等での母乳育児指導についての見解をお尋ねいたします。

**○議長（鰐本規之君）**

ただいまの質問についての答弁を高橋健康福祉部長に求めます。

高橋健康福祉部長。

**○健康福祉部長（高橋 誠君）**

それでは、お答えさせていただきます。

議員が御指摘されたとおり、母乳には赤ちゃんに必要な栄養価に富み、赤ちゃんを感染から守る免疫物質も含んでいるため、その免疫機能を補い、感染症への罹患率を低下させます。また、授乳時におけるお母さんと赤ちゃんの触れ合いは、母子の絆の形成、赤ちゃんの精神的な発達などにも大切なものであると言われております。

このようなことから、妊産婦健診時や母親学級などの機会に医療機関、市町村保健センターにおいて母乳育児が推奨されているところでございます。

今年度より、新規事業としまして産後ケア事業を開始しており、4月から6月まで実施されました33件の産後ケア事業実施の報告書を見ましても、乳房に関する相談や指導を全員が実施していることから、母乳育児を実施されていると思われれます。また、産褥期は乳汁分泌に伴う異常として乳腺炎が起きやすく、多くのお母様が経験されていることから、乳房の異常を早期にケアし、母親の母乳育児が継続できるよう本市の産後ケア事業などを通じて働きかけてまいりたいと考えております。以上です。

[2番議員挙手]

**○議長（鰐本規之君）**

今枝議員。

**○2番（今枝和子君）**

ありがとうございました。

お母様方の中には、母乳がまだ出ているにもかかわらず人工乳に切り替えてしまわれる方も様々な理由からあると思いますので、今後も母乳育児のメリットを積極的にお伝えいただき、たくさんのお母さんが母乳育児を継続できるようよろしく願いいたします。

次に、2つ目の質問、コロナ禍における避難所運営についてお尋ねいたします。

本年5月に、県では、新型コロナウイルス感染拡大に備えた避難所運営指針を策定いたしました。それに伴い、各市町村においてもマニュアル作成を求められているところではありますが、感染防止への安全な対策を取るには、避難所の増設を図る必要があると考えます。

実際、さきの台風10号で、九州各地では感染防止対策で避難所の定員を減らした影響から、定員オーバーにより受入れができなかったケースが相次ぎました。

本市においてはいかがお考えでしょうか。お尋ねいたします。

**○議長（鐔本規之君）**

ただいまの質問についての答弁を畑中総務部長に求めます。

畑中総務部長。

**○総務部長（畑中和徳君）**

それでは、避難所の増設についてお答えをさせていただきます。

本市におきましては、現在、小・中学校を中心とした主要な公共施設30施設を指定避難所としておるところでございますが、必要に応じて、本県市避難所運営マニュアルに基づき開設することとしております。

この避難所の運営マニュアルにつきましては、先ほどより申し上げておりますように、本年5月に感染症対策のための、新型コロナウイルス感染症対策編に追記しておるところでございます、居住スペースや占有スペースの設置に当たっては、避難者同士の占有スペースの間隔を2メートルほど確保する対策を取ることとしておりますことから、各指定避難所における収容可能人数は、これまでの想定の3分の1から4分の1程度になると見込んでおるところでございます。

このため、新たな避難所の確保が必要となりますが、市内の公共施設はおおむね指定避難所として既に指定をしておりますことから、新たに確保することは非常に困難な状況でございます。こうしたことから、小・中学校の教室等を活用し、避難スペースの確保をしてみたいというふうに考えております。

このような中、災害発生時には命を守るために避難していただくことが原則でございますが、内閣府が知っておくべき5つのポイントとして公表しておりますように、避難先は小・中学校や公民館だけではなく、安全な親戚、知人宅、あるいはホテル等に避難することなども考えるなど避難先の分散も感染症の対策の一つとして奨励しているところでもございます。

本市といたしましては、避難所分散のための避難行動などにつきましても、広報「もとす」やホームページにより市民への周知を図っているところでございます。

なお、市内の一部自治会におかれましては、民間企業と連携し、災害時の一時的な避難場所という形で協定を締結いたしまして、企業の敷地、建物を一時的な避難場所として活用しているところもございます。

こうした対策は、災害時には非常に有効なものの一つであることから、今後につきましても、民間企業との連携等を進めまして、一時避難場所として活用できるように進めてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（鐔本規之君）

今枝議員。

○2 番（今枝和子君）

ありがとうございました。

コロナ禍にあっては、分散避難を心がけることがとても大切だと私も思っております。状況によっては自宅での垂直避難ということもございますが、いざというとき、混乱を招かないように、具体的な避難方法の情報発信、また周知をよろしく願います。

次に、真正の小柿地域の避難所についてお尋ねをいたします。

市から全戸配付されております避難所一覧、このようなものがハザードマップと一緒に届いておられると思いますが、これによりますと、小柿地域の指定避難所である真正スポーツセンターは、洪水時には使用不可、また指定緊急避難所である4つの小柿の公民館も地震、洪水ともに使用不可となっております。洪水災害の際には、全ての避難所が使えません。地震時においても、真正スポーツセンターのみでは、このコロナ禍において定員オーバーになってしまうのではないかと懸念をいたします。この地域の方々への対策はどのようになっているのか、お尋ねをいたします。

○議長（鐔本規之君）

ただいまの質問についての答弁を畑中総務部長に求めます。

畑中総務部長。

○総務部長（畑中和徳君）

それでは、小柿地内の避難所、緊急避難場所等の利用状況を、議員のほうから御質問あったとおりでございますが、小柿地内の指定避難所、真正スポーツセンターにつきましては、洪水時には使用が不可でございます。また、指定緊急避難場所でございます4か所の各公民館につきましては、地震時や洪水時に、その状況により使用ができない場合がございます。

避難所につきましては、災害の種類、規模、場所などの状況によりまして、どの避難所を開設するかを判断することとなります。

また、指定緊急避難場所におきましては、一概に使用できないものではございませんが、これも災害時の規模や場所等の状況により使用ができない場合もございます。

参考ではございますけれども、こうした制限のかかった避難所につきましては市内に9か所ございます。また、緊急指定避難場所につきましては53か所ございまして、それぞれ土砂災害の警戒区域であったりとか、そうした状況によりまして使用が不可という制限がかかっている場所等もございます。これにつきましては、今議員が申されましたように、防災マップの折り込みの中にどういった災害のときに使えるのか使えないのかということを折り込みで入れさせていただいておりますので、市民の皆様におかれましても、一度そういったものを確認いただき、自分の避難先を御確認いただくというようなことをしていただければ幸いかというふうに考えております。

また、こうした避難場所や緊急指定避難場所が開設できない場合につきましては、最寄りの指定

避難所でございます真桑小学校あるいは弾正小学校への避難、もしくはどこの避難所へ避難しても構いませんので、少し遠くなりますが、糸貫地域の避難所等々をお願いすることになります。

市といたしましては、こうした状況を踏まえまして、避難時に避難時間が確保できるよう早めの避難情報等の発出に努めてまいりたいというふうに考えております。

[2番議員挙手]

○議長（鰐本規之君）

今枝議員。

○2番（今枝和子君）

ありがとうございました。

弾正小学校だとかちょっと遠いところになると、障がいをお持ちの方であったり高齢者の方はどうなのかなあという心配は拭えませんが、風雨災害の場合は早めの対応ができますが、地震となると本当に予期できませんので、いざというときに住民の方々が混乱を招かないように、どこに救いを求めていったらいいのか、無理のない範囲でどういうふうにしたらいいのかということがしっかりと周知をしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、避難所における感染経路で心配なのが、多くの方が共有して使用します水道、トイレ、ごみ箱などです。これらの非接触型と空気清浄機の設置についての見解と液体ミルクの備蓄についてお尋ねをいたします。

液体ミルクは、粉ミルクのようにお湯で溶かす必要がなく、衛生的な水や加熱器具がなくても赤ちゃんの栄養を守ることができることから、災害時の授乳支援にはとても有効です。ただ、賞味期限が短いことや高単価であることは、私も承知をしております。そこで、先ほど申し上げました母乳育児支援の推進が備蓄量の調整に反映できることを期待するんですが、この液体ミルクの備蓄についての見解も併せてお尋ねをいたします。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を畑中総務部長に求めます。

畑中総務部長。

○総務部長（畑中和徳君）

それでは、避難所のそれぞれの対策ということでございますが、避難所におきまして、まず空気清浄機については備えておりませんが、対策といたしましては、避難所の動線や居住スペースの分離を行うとともに、備蓄してございます段ボール製のパーティション等を活用することで飛沫感染防止を図り、十分な換気を行い、対応してまいりたいというふうに考えております。

また、非接触の水道につきましては、避難所となる小・中学校におきましては現在改修中でございます。トイレにつきましては、避難所のトイレの動線分離や簡易トイレを活用することで、接触のリスクを低減してまいりたいというふうに考えております。

このほか、ごみ箱につきましては、基本的にはごみは各世帯ごとに管理していただき、密閉して廃棄することとしておりますので、避難者に御協力をいただきたいと思いますというふうに考えております。

また、乳幼児のミルクにつきましては、保存期間の観点、あるいは単面的な観点から、現在、粉ミルクの備蓄を継続してまいりたいというふうに考えておりますが、液体ミルクの需要が高まっていることは承知しております。こうしたことから、避難所開設時には、災害応援協定を締結しております企業への速やかな手配に努めてまいりたいというふうに考えております。あわせて、こうした液体ミルクにつきましては、各御家庭におきまして少し多めに買っていただく、あるいは買い足しをしていただくといったローリングストックの手法により、できれば備蓄していただきたいというふうに考えております。以上です。

[2番議員挙手]

○議長（鐔本規之君）

今枝議員。

○2番（今枝和子君）

ありがとうございました。

災害時にはお湯が必ずしもお手元にあるというわけではございませんので、液体ミルクが災害時応援協定で提供していただけるということですので、安心をいたしました。ありがとうございます。

次に、避難所において感染症を発症した方がいらっしゃる可能性がある場合、一般避難者との動線分けや占有スペースの確保など、ただでなくとも定員を削減している中、様々な課題があると思います。それらにどう取り組まれていかれるのか、お聞かせ願います。

○議長（鐔本規之君）

ただいまの質問についての答弁を畑中総務部長に求めます。

畑中総務部長。

○総務部長（畑中和徳君）

先ほど来お話をさせていただいております、本巢市の避難所運営マニュアル新型コロナウイルス感染症対策編では、事前受付での検温、健康状態のチェックカードにより発熱等の症状がある体調不良者を区分いたしまして、専用スペースを確保した上で、居住スペースとの動線を交わらない対策を実施することとしております。

こうしたことができるように、本年6月に岐阜県と8月に市内4つの中学校におきまして、こうした訓練を実施したところでございます。

この訓練には、マニュアルに基づきまして実施をしております、事前受付や総合受付の設置、避難者同士の占有スペースの間隔の確保や動線の分離の確認、居住スペースや体調不良者の占有スペースの誘導、段ボールベッドなどの組立てを実施してきたところでございます。

こうした訓練を重ねながら、市民の方が安心して避難していただけるように取り組んでまいりたいというふうに考えております。以上です。

[2番議員挙手]

○議長（鐔本規之君）

今枝議員。

**○2番（今枝和子君）**

ありがとうございました。

避難所を開設することがないことが一番ではございますが、万が一のときには万全の対策をよろしく願いいたします。

次に、市民の方々から相談や問合せをいただいたことにおいて、ちょっとお尋ねをさせていただきます。

まず、3番目の質問になりますが、飼い主の分からない猫によるふん尿被害の相談を度々いただくのですが、本市におけるふん尿被害の現状とその対応をお聞かせください。

**○議長（鐔本規之君）**

ただいまの質問についての答弁を久富市民環境部長に求めます。

久富市民環境部長。

**○市民環境部長（久富和浩君）**

本市におきますふん尿被害の現状とその対応につきましてお答えをさせていただきます。

飼い主のいない猫の苦情は、毎年数件ありまして、今年度もふん尿被害をはじめ、夜泣きやけんかがうるさい、爪研ぎによる家屋等の被害など3件の苦情がありました。

これまでの苦情のあった案件に共通する事項といたしまして、多くの場合、飼い主のいない猫に餌やりをする人がいるということが確認されております。このような行為は、野良猫が居着く上、繁殖を促し、殖えるといった悪循環につながりかねません。

猫は愛護動物として、動物の愛護及び管理に関する法律により、捕獲し処分することはできないため、本市ではこうした行為をなくすため、苦情のあった現場で餌やりを行っている住民に対しまして、岐阜保健所本巣山県センターの動物愛護管理担当職員に随行いたしまして、指導に当たっております。

このほか、本市のホームページに猫に対する自己防衛の方法や地域で取り組む地域猫活動などを掲載いたしまして啓発に努めております。

〔2番議員挙手〕

**○議長（鐔本規之君）**

今枝議員。

**○2番（今枝和子君）**

ありがとうございました。

私も相談を受けましたときに、保健所や動物愛護センター、保護猫カフェなどに何度も問合せをしたりいたしましたが、今部長さんがおっしゃったような対策をお願いするしかありませんでした。

しかしながら、猫を寄せつけない、餌を与えないという対策は、相談者の被害の軽減を図ることはできたとしても、根本的な解決には至っていないと考えます。なぜなら、猫が来ないように自己防衛をされたその場所からはいなくなったとしても、猫はまた新たな場所を見つけるため、相談者が変わるだけで、その被害そのものがなくなったわけではないからです。

また、猫は1年に3回赤ちゃんを産めるそうで、1匹の雌猫から1年半で30匹以上に殖えるという試算もあります。不妊去勢手術は、飼い主のいない猫の1代限りの命として、不幸な猫の繁殖を防ぐことができます。

また、保護猫といって、里親が見つかるまで保護してくれる活動も行います。しかし、これらには餌代や手術代がかかります。この費用負担は、飼い主がいないため捻出するのが難しい現状です。

そこで、このような人の環境にも猫の命にも優しい取組を、動物愛護を目的としたふるさと納税による資金によって可能にすることはできないでしょうか。その見解をお尋ねいたします。

**○議長（鰐本規之君）**

ただいまの質問についての答弁を久富市民環境部長に求めます。

久富市民環境部長。

**○市民環境部長（久富和浩君）**

飼い主のいない猫の対策につきましては、先ほどお答えいたしましたように、現在、県と連携いたしまして、現地での指導等を行っております。また、岐阜県動物愛護センターでは、飼い主のいない猫に関するトラブルを解消するため、地域猫活動支援事業を実施しております。

地域猫活動とは、飼い主のいない猫に起因するトラブルの軽減、繁殖による猫の増加などを防止し、地域住民による適正な管理の下、1代限りの寿命を全うさせ、その数を減らしていくことを目的とした事業でございます。

愛護センターでは、自治会などから地域猫活動計画書等の届出があった場合には、地域猫の不妊去勢手術を無料で行い、地元にお返ししております。

今後も、この地域猫活動支援事業を周知し、この自治会等でこの事業を活用していただけるよう、市といたしましても支援してまいりたいと考えております。

議員より保護猫等の対策の御提案がございましたが、まずは県と連携し、地域猫活動支援事業を推進してまいりたいと考えております。

〔2番議員挙手〕

**○議長（鰐本規之君）**

今枝議員。

**○2番（今枝和子君）**

ありがとうございました。

まずは地域猫の活動の推進ということですが、地域猫は自治会等で取り組むもので、毎日決まった場所での餌やりだとかふん尿の始末などをしてくださるボランティアさんがその自治会から出していく必要がございます。実際に取り組もうとしても、かなりハードルが高いように思いますので、今後は何か実効性のある支援策を御検討いただけるようぜひともよろしくお願いいたします。

それでは、最後の質問に移ります。

一昨年前の12月議会で質問をさせていただきました、紙おむつ使用世帯へのごみ袋支給事業を本年6月からスタートをしていただきまして、ありがとうございます。

この実績状況と周知方法をお尋ねいたします。

○議長（鐔本規之君）

ただいまの質問についての答弁を久富市民環境部長に求めます。

久富市民環境部長。

○市民環境部長（久富和浩君）

紙おむつ使用世帯のごみ袋支給事業におきます現在までの活用状況と周知についてお答えをいたします。

本市では、本年度から紙おむつまたはストマを常時使用している高齢者、障がい者及び2歳までの乳幼児がいる世帯に対しまして、年間60枚のごみ袋を無償で支給し、高齢者等のごみ出しを支援するとともに、経済的負担を軽減する紙おむつ使用世帯へのごみ袋支給事業を実施しております。

支給者数の状況でございますが、8月末現在、高齢者124人、障がい者41人、乳幼児136人、その他1人の計302人の方にごみ袋を支給し、活用いただいております。当初の支給対象予定者数914人に対し、約33%の支給となっております。

周知の方法についてでございますが、広報「もとす」及び市のホームページに掲載を行っておりますほか、高齢者及び障がい者等に対しましては、福祉敬愛課から毎月紙おむつ券を発送しておりますので、案内チラシを同封し、周知を行っております。

また、乳幼児がいる世帯に対しましては、各保健センターに案内ポスターを掲示しておりますほか、保健センターで開催いたします赤ちゃん教室や乳幼児健診時に案内チラシを配布しておりますことや、本巢市子育て支援サイト「もといくネット」にも掲載し、周知を図っております。

今後も、多くの市民の皆様にご利用していただけるよう関係部署の連携を図りながら周知に努めてまいります。

〔2番議員挙手〕

○議長（鐔本規之君）

今枝議員。

○2番（今枝和子君）

ありがとうございました。

8月末現在で約33%の支給割合ということでした。

育児、介護に追われる毎日ゆえに情報の見逃しが多々あるのではないかと推察いたします。

今後も、実績状況を鑑みながら情報発信の対応をよろしくお願い申し上げまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（鐔本規之君）

暫時休憩いたします。

午後2時11分 休憩

---

午後2時32分 再開

## ○議長（鰐本規之君）

休憩前に引き続き、一般質問を行います。

3番 高田浩視君の発言を許します。

高田議員。

## ○3番（高田浩視君）

4月以降、自粛を徹底し、心が冷め切っていました。先月末、J I AMの研修に参加し、他の市町の皆さんと意見交換をし、熱いものを取り戻してきました。今議会は私にとって、ドキドキぞくぞくする議会です。残り1年を考えると、わくわくします。

今議会では、今この状況の中、私にとってどうしても聞いてみたい、いや確認したい3点について御質問させていただきます。

最初の質問です。

市税等の納付の状況についてお尋ねしたいと思います。

新型コロナウイルス感染症の影響により、従来の経済活動ができない状況が長引いています。売上げの減少による事業者の破産、廃業、人件費の削減による従業員の解雇、急激な就労環境の悪化があちこちで起きています。個人の収入が減少し、市税等の納付が困難になるケースさえ起きているようです。

国民1人当たりにつき10万円が支給された特別定額給付金、売上げが激減した事業者には支給されている持続化給付金、家賃支援給付金、新型コロナウイルス感染症の影響で売上げが減少した事業者には融資されている実質無利息、正義感のある制度融資、従業員に欠勤手当を支給した事業者には支給される雇用調整助成金など、国は様々な施策により国民の生活を支えています。しかし、これらの手当てが本当に必要な方に行き届いているようではありません。

私たちは毎月、食費、住居費、教育費、ローンの返済などなど、娯楽費も必要ですよ。そして、納税。その支払いに追われています。収入と支出のバランスが突然崩れたとき、どうすればいいのでしょうか。茫然と立ち尽くしている市民がお見えになるのではないのでしょうか。急に市税などの納付ができなくなることは、よほどのことが起きているのではないのでしょうか。市税等の納付に係る不安をいち早く簡潔に取り除く必要があると考えます。

1点目です。

本巢市の市税の柱は個人住民税、固定資産税と考えます。これらは今年の1月1日にその課税価格は決定していますよね。今年納めなければいけない税金の金額は決まっているということですよ。

昨年度の歳入歳出決算書によると、昨年度分の滞納繰越額は個人住民税1,485万円、固定資産税2,066万円です。不納欠損額は昨年度、個人住民税164万、固定資産税1,039万円となっています。

今年度はどうなるのでしょうか。今年度が始まって5か月が経過しています。個人住民税の普通徴収による分割納付、固定資産税の分割納付は4回のうち2回の期限が過ぎています。

これまでの市税の納入の状況は例年に比べ変わりありませんか。また、その猶予や納税に係る相

談の状況はどうなっていますか、お尋ねします。

**○議長（鐔本規之君）**

ただいまの質問についての答弁を畑中総務部長に求めます。

畑中総務部長。

**○総務部長（畑中和徳君）**

それでは、市税の納入猶予、相談状況についてお答えさせていただきます。

市税の4月以降の納入状況につきましては、前年の8月末と収納率と比較いたしますと、現年度の市県民税は若干下回るものの、固定資産税と軽自動車税は若干上回っております。現年度分と滞納繰越分を合わせた市税全体では、現在まで若干昨年度よりも上回っているという状況でございます。

また、徴収猶予につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、所得や事業に著しい損失を受けたなどの事情で、市税等の納付が困難になられた人に対し、無担保かつ督促手数料及び延滞金なしで徴収の猶予を受けることができる特例制度の措置を市のホームページ、広報紙、あるいは税務課の窓口等にチラシを置いて周知しております。

徴収猶予の申請件数及び猶予税額でございますが、8月末日時点でございますが、個人の申請件数は9件、猶予税額は185万3,300円でございます。法人の申請件数は29件、猶予税額は1,021万6,600円でございます。合計といたしますと、申請件数は38件、猶予税額は1,206万9,600円でございます。

また、猶予の相談状況や申請手段につきましては、電話や窓口等での相談による申請が18件、残りの20件につきましては、法人からのe L T a xによる電子申請によるものでございます。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

**○議長（鐔本規之君）**

高田議員。

**○3番（高田浩視君）**

2点目です。

国民健康保険税の徴収は、直接市の財政に影響するものではありません。しかし、その納めるべき金額は大きく、市民の負担感は大きくなります。市民の生活の現況を計り知る上では有効ではないでしょうか。国民健康保険税は9回のうち2回の期限が過ぎていきます。

同じようにお聞きします。

国民健康保険税の納入の状況。その猶予や納付に係る相談の状況はどうなっていますか。

**○議長（鐔本規之君）**

ただいまの質問についての答弁を久富市民環境部長に求めます。

久富市民環境部長。

**○市民環境部長（久富和浩君）**

国民健康保険税の納入状況につきましては、前年8月末の収納率と比較しますと、若干上回っている状況でございます。

国民健康保険税につきましては、4月20日に閣議決定されました新型コロナウイルス感染症緊急経済対策で、新型コロナウイルス感染症の影響により、一定程度収入が下がった方に対する国民健康保険税の減免措置への財政支援が盛り込まれ、当市におきましても国の基準に基づき減免措置を行っているところでございます。

減免措置の周知につきましては、7月に全国保世帯へ発送しました当初納税通知書に新型コロナウイルス感染症の影響による減免措置のチラシを同封いたしましたほか、広報紙やホームページでも減免措置の要件等掲載し、周知を図ってまいりました。

減免申請の状況につきましては、8月末現在で18世帯、減免額が385万200円でございます。

また、徴収猶予につきましては、市税と同じ条件で徴収猶予することとなっております。こちらにも広報紙やホームページで周知しているところではございますが、国民健康保険税の減免措置があることから、現在のところ実績はございません。

〔3番議員挙手〕

○議長（鰐本規之君）

高田議員。

○3番（高田浩視君）

3点目です。

水道料金についてお尋ねします。

基本料金はありますが、水道料金は使っただけ料金を支払うわけですから、使わなければ支払いが発生しません。しかし、生活に欠かすことのできないものです。国民健康保険税と同様に、市民の生活の現況を計り知る上では有効ではないでしょうか。

水道料金の使用料の現況も含め、水道料金の納入、猶予、その相談の状況についてお尋ねします。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を翠上下水道部長に求めます。

翠上下水道部長。

○上下水道部長（翠 直樹君）

それでは、お答えさせていただきます。

水道料金などの納入状況につきましては、昨年8月末の収納率と本年8月末の収納率と比較いたしますと、水道料金、下水道使用料ともに若干上回っている状況でございます。

また、上水道の使用状況につきましては、昨年8月検収分までの有収水量と比較いたしますと、若干減少している状況でございます。

納付猶予の収支状況につきましては、ホームページでは3月から掲載し、広報紙では6月から毎月掲載して周知をしているところでございます。

また、納付猶予の要件につきましては、分かりやすいよう市税などと同じ内容で猶予することと

しており、その相談につきましては、当課窓口だけではなく税務課においても市税などと併せて実施している旨を案内して、連携をした対応に努めております。

なお、現時点でのお問合せや申請状況につきましては、納付猶予に関するお問合せが1件、減免措置に関するお問合せが9件ございましたが、納付猶予などの申請には至っておりません。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（鰐本規之君）

高田議員。

○3番（高田浩視君）

4点目です。

市税等の納付に困っている人は、まだ多くないようです。しかし、本巢市にも確かにお見えになることは明らかなようです。適切、速やかに市税の納付に係る相談は行われているのでしょうか。

高齢者や基礎的疾患のある方は、窓口に行くこともちゅうちょされていませんか。納められないけど、催促ないし、コロナ感染が怖いし、まあ放っておこうかなということは起きていませんか。健康保険は手続したけど、固定資産税は滞納している。そんな方は見えるのではないのでしょうか。

今、この社会情勢の中、生活に困っている市民を確実に制度に結びつけてあげる必要が行政にはありませんか。経済指標は戦後最悪を示しています。先は見通せていません。今、相談方法を工夫し、困っている人を見つけ出し、手を差し伸べ、生きる希望を与えていくため積極的に相談窓口を広げていく必要はありませんか、お尋ねします。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を畑中総務部長に求めます。

畑中総務部長。

○総務部長（畑中和徳君）

現在の相談等の対応でございますが、市税の納入猶予、その相談につきましては、先ほどもお答えさせていただいたとおりでございますが、納付の猶予につきましては、市のホームページ、広報紙、税務課窓口にチラシを置いて周知しておりまして、納税猶予の相談があった場合には適切に説明をいたしまして、迅速に処理していくというようなことで受付をさせていただいておるところでございます。

また、納付猶予の相談窓口の拡大につきましては、現在は税につきましては、税務課の窓口にそうした申請書、あるいはチラシを置いておりますが、今後につきましては、各分庁舎の地域調整課、あるいは根尾分庁舎の総務産業課の窓口におきましても、こうした申請様式、チラシ等を置き、広く住民に周知をしてまいりたいというふうに考えております。

また、この猶予の申請等につきましては、ある程度の相談、説明が必要であることから、そういう相談があった場合には、速やかには市税担当課のほうに案内をするように配慮してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（鐔本規之君）

高田議員。

○3番（高田浩視君）

各課が協力して連携を密にさせていただいて、その対応に当たっていただきたいと思います。

2点目です。

学校の現在の状況についてお尋ねしたいと思います。

新型コロナウイルス感染が収まらない中、例年と異なる形で学校現場が再開されました。感染症対策を叫ばれている中での短い夏休み、猛暑の中での新学期と。子どもたちにとっては厳しい環境が突きつけられています。学校では子どもの命や健康を守るため、様々な課題に工夫されて取り組められているようです。

1点目です。

まず、お聞きします。

私は滋賀県の研修所にいました。夕方のニュースで突然、本巢市と聞き、テレビにかぶりつきました。このような話題で本巢市が大きく取り上げられたのはなかなかありませんよね。まあそれはさておき、子どもたちのことを考え、子どもたちのために大人ができることをすぐ行動した、そう感じます。

ノーランドセルの取組の成果についてお尋ねします。

○議長（鐔本規之君）

ただいまの質問についての答弁を川治教育長に求めます。

川治教育長。

○教育長（川治秀輝君）

ノーランドセルの取組とその成果についてお答えします。

学校は、いかなる場合も子どもの命を守り抜く責任があり、健康安全なくして教育はあり得ないものです。

コロナの影響により、本市では8月1日から18日までを夏休みとしました。しかし、お盆を過ぎても猛暑が続き、19日の学校再開後も熱中症が危惧される状況となりました。

このような状況の中、私たちが最も大切にしたスタンスが、子どもの命を守る抜くために最善を尽くすこと、そして子ども自身に自分の命を自分で守る力を身につけることです。暑い中を長時間歩く子どもの姿を思い描き、最善の対策を考え抜いた末に生まれたのがノーランドセル通学です。

本巢市のランドセルは軽量で、安全性や機能性に優れていますが、それでも教科書や副教材を入れると4キロから6キロになり、重いランドセルは背中に密着して汗びっしょりになります。猛暑の中、コロナ禍で体力が低下傾向の子どもたちにとっては、背中の蒸れと暑さ、心身への負担などが命にかかわる可能性もあり、思い切ってこの取組を行いました。

持ち物をできるだけ少なくし、軽微なショルダーバッグなどで通学できるよう、かばんの中は筆

記用具や健康観察カード、連絡帳、水筒のみとし、当面の間、全ての教室に導入されている電子黒板とデジタル教科書を使うなどして、教員の工夫や努力で教科書がなくても授業ができるようにしました。

それに加えて、日差しを避ける日傘や通気性のよい帽子、首筋を冷やすネッククーラーや保冷材などを推奨し、通学距離や時間、天候や体調などに応じて熱中症対策を自分で決めるようにしました。子どもたちは毎日天気予報を見て、その日のかばんや帽子、持ち物を決めたり、折り畳みの日傘を携帯し、日差しの強い下校時に使ったりするなど、自分の命を守るために家族と相談しながら自分で考え判断し、行動できるようになってまいりました。

また、学校からはこうして自分で考えることによって、登校への意欲や学ぶ意欲が高まってきているという報告があり、予想を超える教育効果もありました。

このような積み重ねが、コロナや熱中症に限らず、予測不可能で厳しい社会をたくましく生き抜いていく力につながっていくと確信しています。

9月も残暑が続くという予報を受け、今後も熱中症対策の取組を継続してまいりますが、10月から始まる後期は、ランドセルの使用に戻しながらも、家庭学習に必要な教科書やノートを自分で決めて持ち帰り、自学できる子どもを育成していきたいと考えています。

教育活動全体を通して、自分でよく考え、意欲と目標を持って自己選択、自己判断、自己決定しながら自分で未来を切り開き、たくましく生き抜く子を育てていきたいと考えております。

〔3番議員挙手〕

○議長（鰐本規之君）

高田議員。

○3番（高田浩視君）

次です。

午前中の若原議員の質問と重なるようですが、用意したのですみませんがお願いします。

コロナ感染対策を行いながらの授業です。

コロナ感染対策に割く時間が多くなっているでしょう。従来と同じ指導ができないケースが多々あるのではないのでしょうか。

そんな環境で、学習内容は確保できるのでしょうか。いや、確保しなければなりません。どうやって確保しているのか、学習内容を確保する上で大切にしていることはありますか、お尋ねします。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を川治教育長に求めます。

川治教育長。

○教育長（川治秀輝君）

本年度の学習内容の確保についてお答えします。

長期休業等で減少した授業時間は、夏休みや冬休みの短縮、月曜日の6時間授業や中学校での7時間授業、中止された行事やその事前の取組を教科授業に充てるなどして、授業時間と学習内容の

確保が可能になってきています。

授業時間の確保とともに大切にしていることは、子どもたちが学ぶ楽しさを味わい、意欲を高めることです。時間数や学習内容の確保だけに捉われると子どもが見えなくなり、知識を教え込む一方的な授業になってしまいがちです。特に仲間との話し合い活動が難しい今、講義型の授業が速いスピードで進められていくことを危惧し、校長会などで詰め込み型授業への警鐘を鳴らしてまいりました。

学校訪問で授業の様子を参観すると、話し合う活動が難しいので、自分の考えを精いっぱい書き、ノートで交流する、合唱はできないから手拍子のリズムアンサンブルで音楽の楽しさを味わうようにするなど、各学校で学ぶ楽しさが実感できる授業を行っている様子が伝わってきました。

さらに、一人一人の学習の定着を見極め支援するために、県の補助を得て、8月下旬から新たに学習指導員を市内小・中学校に15人配置しました。それにより、さらにきめ細やかな個に応じた指導・支援ができるようになってまいりました。

授業時数の確保とともに、教師の授業の工夫、指導力の向上、新たな人的配置など、総力を挙げて子どもたちの確かな学力の育成を目指してまいります。

〔3番議員挙手〕

○議長（鰐本規之君）

高田議員。

○3番（高田浩視君）

すみません、3点目も少し重なっているようですが、お願いします。

もう一つ気がかりがあります。修学旅行です。

学校生活の思い出というと、部活動、体育祭、修学旅行は外せないのではないのでしょうか。

これらの行事は、大人の筋書通りでは行かない、必ず予想しなかった何かが起こる。だから、子どもたちの記憶に残るのではないのでしょうか。修学旅行の実施はどうなりますか。

近年は子どもたちが自らその行程を企画し、責任を持って行動するような修学旅行が行われていたと思います。修学旅行でも教室では味わえないハプニングがいつも発生しているようです。

このような経験を通し、子どもたちは大人に叱られながら自ら解決していく、悔やんだり感動したりして大きく成長していると感じます。

修学旅行はどうなりますか、お尋ねします。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を川治教育長に求めます。

川治教育長。

○教育長（川治秀輝君）

修学旅行の実施についてお答えします。

修学旅行は、子どもたちの夢、憧れであり、最も楽しみしている行事です。日常生活を離れ、胸を躍らせて、歴史的建造物や経済の中心を肌で感じ、新しい発見や喜びを味わい、仲間との友情や

信頼を深める一生の宝物と言えます。

コロナ対策により、様々な行事が中止を余儀なくされる中、何とか修学旅行だけは実施できるようにしたいと願い、各学校とも時期や行き先を何度も変更して、実施の方向を探り続けてまいりました。一時は第2波により、非常事態宣言が出され、諦めかけてもいましたが、8月末に行われた県の教育推進会議、感染症の専門家を交えた行政・教育・関係者会議ですけれども、この会議で現段階では宿泊を伴う修学旅行は感染リスクが高いため無理であるが、日帰りのバス旅行ならば実施してよいという方向が示されました。

それを受け、市内の小・中学校についても、車内の密を防ぐために、バスを増車し、その増額分は市から補助をして、近場での日帰りの思い出旅行を実施することとしました。

しかしながら、ほぼ全ての行事が中止、縮小され、最高学年のリーダーとして活躍する自分を思い描いていた中学3年生や小学6年生の喪失感は大きなものがあります。日帰り旅行は何とか実施できそうですが、仲間と寝食を共にして楽しく過ごす希望にあふれた修学旅行には程遠いものです。

コロナ禍において、子どもなりに今の状況を理解し、声高に不満を訴えることもなく、出口の見えない状況に順応しているように感じます。しかし、やっぱり社会科で学んだ京都・奈良に行きたかった、このクラスの仲間と一緒に泊まれる本来の修学旅行に出かけたかったという本音も聞こえてきました。

教育は未来をつくり出す力を培うものです。このコロナ禍であっても、夢や希望を持ち、未来を見据え、前向きに生きる場を意図的につくり出してやりたいと強く願い、中学3年生には「二十歳の修学旅行」と題した未来をプレゼントしたいと考えました。義務教育を終える中学3年生にとって、学校生活の最も大きな財産は、もうすぐ離れ離れになる仲間です。何年後かでもいいから、この仲間と旅行に行きたいという願いを実現させてやりたいと強く思います。その実現のために、自分たちで夢と希望を膨らませながら、行き先や行程を考え、仲間と話し合っただけで企画したプランに市から補助を出したいと思えます。

小学6年生は京都・奈良への憧れが強く、特に歴史的建造物を見たいと願っています。また、コロナによって家族とともに過ごす時間が増え、絆を深めたこの1年の締めくくりとして、家族と出かける「家族で卒業旅行」を提供したいと考えます。京都・奈良の名所旧跡を子ども自身が調べ、行程を計画した卒業旅行に対し、中学生と同様に市が支援していきたいと考えています。

子どもたちは未来の担い手です。中学3年生と小学6年生の子どもたちが、コロナの年だったから何もできなかったという後ろ向きの気持ちを将来にわたって持ち続けるのではなく、コロナの年だったけれども、周りの人たちが精いっぱい自分たちを支えてくれた、二十歳の修学旅行、家族の卒業力を企画し、夢や希望を持ち続けることができた、自分たちもよく考え成長したという前向きでたくましい心を育みたいと考えております。

〔3番議員挙手〕

○議長（鐔本規之君）

高田議員。

○3番（高田浩視君）

分かりました。

学校全般についてですが、やっぱり今までと同じような方法では、同じように学習を高めていくことはできないと思います。

先生それぞれの教え方に依存するのではなく、やはり効率といいますか、今の新しい時代に合った方法を教育委員会が先導するような形でつくっていただいて、それを先生と本巢市内に発信する、広めていくようなこともどんどん考えていっていただきたいと思います。

では、3点目です。

今後の財政運営についてお伺いします。

今議会では、昨年度の決算の認定の審査を行っています。限られた歳入の中で、市民の安心・安全を最大限に導き出すために議決された予算は、特別な事情がない限り、確実に執行されなければならないと考えます。現在の社会情勢は、今年度予算が成立したときと激変しています。さらに1年後の経済情勢、社会情勢さえも見通せなくなっていると考えます。

3年目の議員としては、今年の予算の執行はどうするの、来年の計画はどうやって立てるの、そんな思いでいっぱいです。

今後の財政の運営はどうしていくのか、そんな思いで質問させていただきます。

1点目です。

今年度の今後の財政運営です。

本巢市においては、例年、一般財源の40%ほどを地方交付税が占めており、その歳入の確保はできていると理解しています。

私は今年度、今後、歳入の収入未済額がある程度増えてくると考えています。また、コロナウイルスを抑えるという観点から、どうしても執行できない予算が発生していくでしょう。

元年度の決算審査意見書です。結びとして、不用額については一般会計、特別会計合わせて昨年度より3億8,576万9,000円増加している。予算執行については現状を把握し、適切な時期に適切な金額の補正を行うなど、不用額の減少に努力し、資金の有効活用など適正な運用がなされることを期待するものでありますとあります。

本巢市は岐阜市のような大きな飲食街があるわけではありません。高山市のような世界的に有名な観光地があるわけではありません。両市の繁華街での人の混雑具合から想像するに、直接的経済損失は計り知れません。本巢市ではその経済的基盤を考えると、今年度において直接的な経済的影響は市全体としては限定的ではないでしょうか。

今年度の今後の財政運営はどのように考えていくのかお尋ねします。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を洞口企画部長に求めます。

洞口企画部長。

○企画部長（洞口博行君）

それでは、今年度の今後の財政運営方針につきましてお答えをさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴いまして、7月31日から県が独自に発令をしておりました第2波非常事態は先日解除されたところでございますが、これから冬に向けて全国的にインフルエンザとの同時流行が危惧されておりまして、終息が見えない状況となっております。

内閣府の8月の月例経済報告でも、景気は新型コロナウイルスの感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるが、このところ持ち直しの動きが見られるとあるものの、企業収益は大幅な減少が続き、雇用情勢は弱い動きとなっていると報告されており、先行きが不透明な状況でございます。

また、内閣府が今年8月に発表しました4月から6月期のGDPの年率換算はマイナス28.1%となっております。これは100年に1度の危機と言われたリーマンショック後の平成21年の年率減少率マイナス17.8%を大幅に超えるものとなっております。

こうした中、本市の財政状況といたしまして、歳入では新型コロナウイルス感染症の影響による個人消費の減少を起因とする経済活動の衰退により、法人市民税をはじめとした税収の減が見込まれております。また、国や県においても新型コロナウイルス感染症の影響による税等の減収が見込まれていることから、従来からの補助金や交付金が減額するものと想定をしております。

こうした現状を改善させるため、市といたしましても市内事業者でのみ利用が可能なプレミアム付商品券の発行によりまして、市域内における消費喚起を促すことで、新型コロナウイルス感染症の影響を最も受けやすい個人事業主を支援し、法人市民税等の大幅な減少に歯止めがかかることを期待しているところでございます。

一方、歳出では、感染症対策や経済活動の促進といった当初予算にはなかった事業を執行する必要が生じておりますが、国の補正予算に伴う地方創生臨時交付金など、新たな国・県の補助金を活用し、緊急的な対応、市民・事業者への支援を行っているところでございます。

また、感染症拡大防止のため、市民が集まるイベント等といった様々な事業におきまして、中止等の判断をさせていただいておりますが、これらの中止となった事業の不執行分につきましては、今後の補正予算において減額を行うとともに、財政調整基金へ積み立てていく予定でございます。

本年度におきましても市税などの歳入は一定規模の減額となることが想定されますが、大きな影響が生じるのは令和3年度以降になると考えておりますので、次年度以降に適切な対応ができるよう財源の確保に努めてまいりたいというふうに考えております。

〔3番議員挙手〕

○議長（鏑本規之君）

高田議員。

○3番（高田浩視君）

そうですね、今年度は額が限られるでしょうが、法人市民税の減収の割合は大きくなりますよね。感染症対策や経済活動の促進は国や県の補助金を活用している。執行できない予算においては減額補正し、基金に積み、来年度以降の歳入の減額に備えると理解しました。

それでは、大変難しいですけど、来年度予算についてです。

お答えは大変難しいと思います。あえてお伺いします。

来年度は市税の減収を予想します。その規模を予想することは大変難しいと考えます。来年度の財政運営の方針はどうなりますか、お尋ねします。

**○議長（鰐本規之君）**

ただいまの質問についての答弁を洞口企画部長に求めます。

洞口企画部長。

**○企画部長（洞口博行君）**

それでは、来年度の財政運営の方針につきましてお答えをさせていただきます。

来年度の新型コロナウイルス感染症が財政運営に及ぼす影響につきましては、今年度の見込みにつきましても想定ができない状況の中、委員御指摘のとおり、大変難しい状況ではありますが、歳入の根幹であります市税に対する影響や国税等を財源とする交付税や交付金といった歳入全般における影響を調査するために、現在準備を進めているところでございます。

先ほどの御質問で回答させていただきましたとおり、個人消費の減少を起因とする経済活動の衰退により、法人市民税をはじめとした税収の減が見込まれるとともに、国や県におきましても税等の減収が見込まれていることから、来年度予算における財源確保につきましては非常に困難な状況であり、これまでにない厳しいものになると考えております。

そのため、来年度の予算編成方針の策定に向けまして、今年度中止となりました事業の不執行分を基金へ積み立てるなど、税収の減に備えるとともに、新型コロナウイルス感染症への対応、構造的な歳出の増加や公債費の増加に必要な財源確保のため、国や県、予算の動向、また地方財政計画の内容を踏まえまして、社会保障関係経費や投資的経費を含めて見直しを行うなど、身の丈に合った予算編成に努めてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

**○議長（鰐本規之君）**

高田議員。

**○3番（高田浩視君）**

最後は要望ですけど、不確かな知識ですみません。

地方交付税の算定となる基準財政需要額、毎年計算方法が変わる。楽観してこの国の状況である。また、臨財債の発行もこの状況でどうなるか分からない。そういう中で、堅実に財政運営をしていただきたいと思います。

また、そのような情報も情報発信していただけると大変よく分かりますので、その点をお願いして質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

---

**散会の宣告**

**○議長（鰐本規之君）**

以上で本日の日程は全て終了しました。

9月11日金曜日午前9時から本会議を開催しますので、御参集のほどよろしく願いをいたします。

本日はこれにて散会いたします。どうもお疲れさまでございました。

午後3時17分 散会

